

第139回丹波市議会定例会

自 令和7年2月21日

至 令和7年3月27日

議案審議資料

(No. 1)

【目 次】

①議案第2号	(丹波市特別職の職員で常勤の職員の給与及び旅費に… 1 関する条例の特例に関する条例制定)	… 1
②同意第2号～ 同意第5号	(人権擁護委員の候補者の推薦)	… 2～9
③議案第14号	(丹波市過疎地域持続的発展計画の変更)	… 10～11
④議案第15号	(阿草辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する… 12～14 財政上の計画の変更)	… 12～14
⑤議案第16号	(情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者… 15～22 の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化 を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改 正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条 例制定)	… 15～22
⑥議案第17号	(丹波市職員の勤務時間、休暇等に関する条例改正)	… 23～27
⑦議案第18号	(丹波市職員の特殊勤務手当支給条例改正)	… 28～29
⑧議案第19号	(丹波市職員等の旅費に関する条例改正)	… 30～41
⑨議案第20号	(丹波市生涯学習基本計画審議会設置条例改正)	… 42～45
⑩議案第21号	(丹波市立青垣パラグライダー練習場施設条例改正)	… 46～47
⑪議案第22号	(第4次丹波市行政改革プランの策定)	… 48
⑫議案第23号	(丹波市国民健康保険税条例改正)	… 49～56
⑬議案第24号	(丹波市消防団条例改正)	… 57～59
⑭議案第25号	(丹波市消防団員等公務災害補償条例改正)	… 60～62
⑮議案第26号	(丹波市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関… 63～64 する条例改正)	… 63～64
⑯議案第27号	(丹波市立子育て学習センター条例改正)	… 65～66
⑰議案第28号	(丹波市こどもの権利に関する条例制定)	… 67～68
⑱議案第29号	(丹波市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する… 69 基準を定める条例制定)	… 69
⑲議案第30号	(地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進… 70～75 を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に 伴う関係条例の整備に関する条例制定)	… 70～75
⑳議案第31号	(丹波市立ゆりやまスカイパーク条例廃止)	… 76
㉑議案第32号	(訴訟上の和解)	… 77～78

②議案第33号	(丹波市立新道貝農村公園の廃止)	… 79～80
③議案第34号	(丹波市立公園条例改正)	… 81～82
④議案第35号	(丹波市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例改正)	… 83～86
⑤議案第36号	(物品購入契約の締結)	… 87～89
⑥議案第37号	(丹波市立丹波竜化石工房条例改正)	… 90～92

**※ 人事案件・訴訟案件は
白ページにしています。
(P2～P9、P77～P78)**

議案第 2 号

丹波市特別職の職員で常勤の職員の給与及び旅費に関する条例の特例に関する条例の制定について

1 提案の趣旨

今般発生したハラスメント事案の重大性に鑑み、市長及び副市長の職員に対する管理及び監督の責任を果たすため、提案するものである。

2 条例の概要

令和 7 年 4 月分の市長及び副市長の給料月額について、それぞれ10%相当額を減じる。

	現行	減額後
市長	877,000円	789,000円
副市長	698,000円	628,000円

3 施行日

令和 7 年 4 月 1 日

4 有効期限

令和 7 年 4 月 30 日

議案第14号

丹波市過疎地域持続的発展計画の変更について

1 提案の趣旨

丹波市過疎地域持続的発展計画における事業内容の追加に伴い、同計画を変更することについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第10項において準用する同条第1項の規定により、提案するものである。

2 変更の概要

交通施設の整備、交通手段の確保に係る事業内容を追加する。

3 新旧対照表

別紙のとおり

【過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法 抜粋】

（過疎地域持続的発展市町村計画）

第8条 過疎地域の市町村は、持続的発展方針に基づき、当該市町村の議会の議決を経て過疎地域持続的発展市町村計画（以下単に「市町村計画」という。）を定めることができる。

2～9 略

10 第1項及び前3項の規定は、市町村計画の変更について準用する。

丹波市過疎地域持続的発展計画（令和３年９月策定）新旧対照表

現行					変更後						
丹波市過疎地域持続的発展計画 P. 38～P. 44 第5章 交通施設の整備、交通手段の確保 (3) 計画					丹波市過疎地域持続的発展計画 P. 38～P. 44 第5章 交通施設の整備、交通手段の確保 (3) 計画						
持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考	持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考		
4 交通施設 の整備、 交通手段の 確保	(1) 市町村道	小和田平野線 「拡幅」 L=700m W=6.5m	市		4 交通施設 の整備、 交通手段の 確保	(1) 市町村道	小和田平野線 「拡幅」 L=700m W=6.5m	市			
		佐治小和田線 「拡幅」 L=50m W=6.5m	市				佐治小和田線 「拡幅」 L=50m W=6.5m	市			
		田井縄環状線 「拡幅」 L=170m W=5.0m	市				田井縄環状線 「拡幅」 L=170m W=5.0m	市			
		青垣中央線 「歩道整備」 L=800m W=2.5m	市				青垣中央線 「歩道整備」 L=800m W=2.5m	市			
		宮の本線1号 「拡幅」 L=140m W=4.0m	市				宮の本線1号 「拡幅」 L=140m W=4.0m	市			
		西芦田線 「舗装・側溝」 L=110m W=2.5m	市				西芦田線 「舗装・側溝」 L=110m W=2.5m	市			
		口塩久中道線2号 「側溝」 L=60m W=2.6m	市				口塩久中道線2号 「側溝」 L=60m W=2.6m	市			
		青垣中央線 「側溝」 L=600m W=6.5m	市				青垣中央線 「側溝」 L=600m W=6.5m	市			
		大名草大稗線 「舗装」 L=900m W=7.3m	市				大名草大稗線 「舗装」 L=900m W=7.3m	市			
		《省略》					《省略》				
		青田阿草線 「拡幅」 L=195m W=4.0m	市				青田阿草線 「拡幅」 L=195m W=4.0m	市			
		玉巻東西線 「側溝」 L=130m W=3.5m	市				玉巻東西線 「側溝」 L=130m W=3.5m	市			
		谷川本線 「側溝」 L=133m W=2.8m	市				谷川本線 「側溝」 L=133m W=2.8m	市			
		谷川北町線 「側溝」 L=110m W=2.8m	市				谷川北町線 「側溝」 L=110m W=2.8m	市			
		小新屋6号線 「舗装」 L=180m W=2.8m	市				小新屋6号線 「舗装」 L=180m W=2.8m	市			
		草部福田線 「新設改良」 L=540m W=7.0m	市				草部福田線 「新設改良」 L=540m W=7.0m	市			
		橋りょう	上板橋 「橋梁」	市				橋りょう	上板橋 「橋梁」	市	
			奥塩久橋 「橋梁」	市					奥塩久橋 「橋梁」	市	
			奥の谷上橋 「橋梁」	市					奥の谷上橋 「橋梁」	市	
	奥の谷下橋 「橋梁」		市		奥の谷下橋 「橋梁」	市					
	《省略》					《省略》					

議案第15号

阿草辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画 の変更について

1 提案の趣旨

阿草辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画に係る事業費の増額及び事業内容の追加に伴い、当該計画を変更したいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第8項において準用する同条第1項の規定により、提案するものである。

2 施設名 道路 市道青田阿草線

3 整備計画

- | | |
|-------------|--------------------------|
| (1) 事業期間 | 令和3年度から令和7年度まで 5年間 |
| (2) 事業費 | 378,600千円（変更前：284,800千円） |
| (3) 辺地対策事業債 | 378,600千円（変更前：284,800千円） |

【辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律 抜粋】

（総合整備計画の策定等）

第3条 この法律によって公共的施設の整備をしようとする市町村は、当該市町村の議会の議決を経て当該辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画（以下「総合整備計画」という。）を定めることができる。

2 総合整備計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 整備しようとする公共的施設
- (2) 整備の方法
- (3) 整備に要する経費とその財源内訳

3 総合整備計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

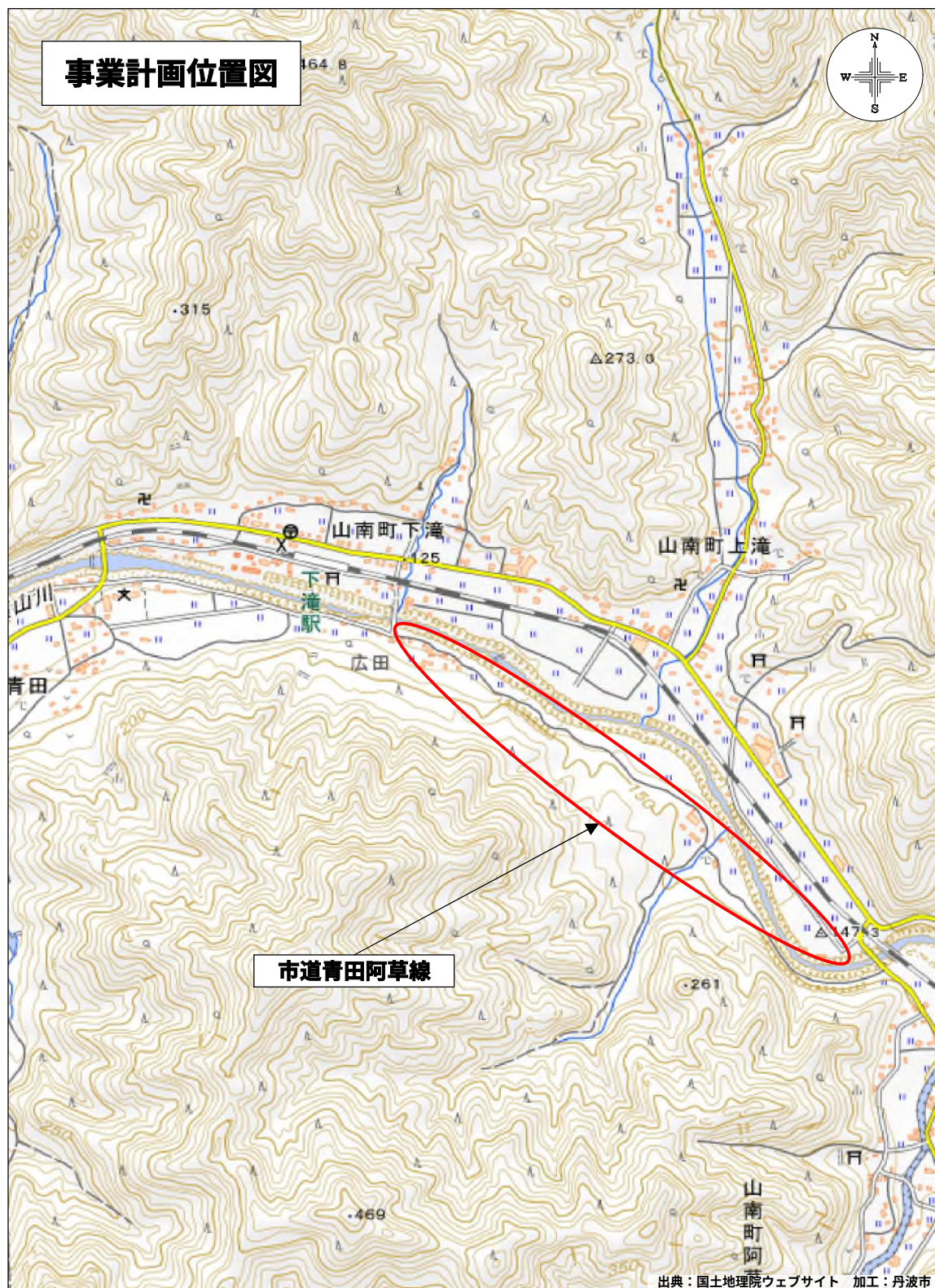
- (1) 整備を必要とする辺地の事情
- (2) その他総務省令で定める事項

4 略

5 市町村は、総合整備計画を定めたときは、総務大臣にこれを提出しなければならない。

6～7 略

8 前各項の規定は、第5項の規定により総合整備計画を提出した市町村が当該総合整備計画を変更しようとする場合について準用する。



市道青田阿草線 道路整備事業 全体延長 L=387.0m

令和4, 7年度 市単独道路整備事業 (NO. 9+12.0~NO. 19+7.0) L=195.0m

令和5年度 辺地対策道路整備事業 橋梁下部工 L=60.0m

令和7年度 辺地対策道路整備事業 道路改良工事 L=60.0m

令和5年度 辺地対策道路整備事業 橋梁下部工 L=387.0m

令和3年度 市道青田阿草線 用地買収・物件移転補償 L=387.0m

令和7年度 辺地対策道路整備事業 道路改良工事 L=66.95m W=3.0 (4.0) m

令和6年度 辺地対策道路整備事業 橋梁下部工 L=192.0m W=3.0 (4.0) m

令和5年度 市道青田阿草線道路整備事業 L=192.0m W=3.0 (4.0) m

議案第16号

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

1 提案の趣旨

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号）の施行に伴い、関係条例の規定を整理する必要があるため、提案するものである。

2 改正の概要

- （１） 関係法律の条項ずれに伴う改正
- （２） その他字句の修正

3 改正する条例

- （１） 丹波市税条例（平成16年丹波市条例第53号）
- （２） 丹波市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成22年丹波市条例第42号）
- （３） 丹波市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年丹波市条例第34号）

4 施行日

令和7年4月1日

5 新旧対照表

別紙のとおり

丹波市税条例（平成16年丹波市条例第53号）新旧対照表

現行	改正後（案）
○丹波市税条例 平成16年11月1日 条例第53号 最終改正 令和6年3月30日条例第19号 （市民税の申告） 第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらとあわせて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。 2 前項の規定により申告書を市長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。）が提出すべき申告書の様式は、施行規則第2条第3項ただし書の規定により、市長の定める様式による。 3 市長は、法第317条の6第1項の給与支払報告書又は同条第4項の公的年金等支払報告書が1月31日までに提出されなかった場合において、市民税の賦課徴収について必要があると認めるときは、給与所得等以外の所得を有しなかった者を指定し、その	○丹波市税条例 平成16年11月1日 条例第53号 最終改正 令和6年3月30日条例第19号 （市民税の申告） 第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらとあわせて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。 2 前項の規定により申告書を市長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。）が提出すべき申告書の様式は、施行規則第2条第3項ただし書の規定により、市長の定める様式による。 3 市長は、法第317条の6第1項の給与支払報告書又は同条第4項の公的年金等支払報告書が1月31日までに提出されなかった場合において、市民税の賦課徴収について必要があると認めるときは、給与所得等以外の所得を有しなかった者を指定し、その

者に第1項又は前項の申告書を市長の指定する期限までに提出させることができる。

- 4 給与所得等以外の所得を有しなかった者(第1項又は前項の規定により第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。)は、雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除又は寄附金税額控除額の控除を受けようとする場合には、3月15日までに、施行規則第5号の5様式、第5号の5の2様式又は第5号の6様式による申告書を市長に提出しなければならない。
 - 5 第1項ただし書に規定する者(第3項の規定により第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。)は、前年中において純損失又は雑損失の金額がある場合には、3月15日までに、同項の申告書を市長に提出することができる。
 - 6 第1項又は前項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する者で市内に住所を有するものが、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。
 - 7 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、第23条第1項第1号に掲げる者のうち所得税法第226条第1項若しくは第3項の規定により前年の給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票を交付されるもの又は同条第4項ただし書の規定により給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票の交付を受けることができるものに、当該源泉徴収票又はその写しを提出させることができる。
 - 8 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、第23条第1項第2号に掲げる者に、3月15日までに、賦課期日現在において、市内に有する事務所、事業所又は家屋敷の所在その他必要な事項を申告させることができる。
 - 9 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第23条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から2箇月以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。)、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。
- (施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申

者に第1項又は前項の申告書を市長の指定する期限までに提出させることができる。

- 4 給与所得等以外の所得を有しなかった者(第1項又は前項の規定により第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。)は、雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除又は寄附金税額控除額の控除を受けようとする場合には、3月15日までに、施行規則第5号の5様式、第5号の5の2様式又は第5号の6様式による申告書を市長に提出しなければならない。
 - 5 第1項ただし書に規定する者(第3項の規定により第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。)は、前年中において純損失又は雑損失の金額がある場合には、3月15日までに、同項の申告書を市長に提出することができる。
 - 6 第1項又は前項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する者で市内に住所を有するものが、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。
 - 7 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、第23条第1項第1号に掲げる者のうち所得税法第226条第1項若しくは第3項の規定により前年の給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票を交付されるもの又は同条第4項ただし書の規定により給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票の交付を受けることができるものに、当該源泉徴収票又はその写しを提出させることができる。
 - 8 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、第23条第1項第2号に掲げる者に、3月15日までに、賦課期日現在において、市内に有する事務所、事業所又は家屋敷の所在その他必要な事項を申告させることができる。
 - 9 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第23条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から2箇月以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。)、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。
- (施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申

出)

第63条の2 施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

- (1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途
- (3) 区分所有者の住所及び氏名並びに各区分所有者の家屋に係る建物の区分所有等に関する法律第14条第1項から第3項までの規定による割合
- (4) 補正の方法

2 前項の申出書には、当該申出が当該区分所有者全員の協議に基づくものである旨を証する書類を添付しなければならない。

（種別割の減免）

第89条 市長は、次の各号に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免することができる。

- (1) 公益のため直接専用する軽自動車等
- (2) 天災その他の災害により損壊した軽自動車等
- (3) 生活保護法の規定による生活扶助を受けている者が所有する軽自動車等
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特別の事由があるもの

2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

- (1) 軽自動車等の種別
- (2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。）又は法人番号（同法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあ

出)

第63条の2 施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

- (1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号（同条第16項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途
- (3) 区分所有者の住所及び氏名並びに各区分所有者の家屋に係る建物の区分所有等に関する法律第14条第1項から第3項までの規定による割合
- (4) 補正の方法

2 前項の申出書には、当該申出が当該区分所有者全員の協議に基づくものである旨を証する書類を添付しなければならない。

（種別割の減免）

第89条 市長は、次の各号に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免することができる。

- (1) 公益のため直接専用する軽自動車等
- (2) 天災その他の災害により損壊した軽自動車等
- (3) 生活保護法の規定による生活扶助を受けている者が所有する軽自動車等
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特別の事由があるもの

2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

- (1) 軽自動車等の種別
- (2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。）又は法人番号（同法第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあ

っては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称) (3) 主たる定置場 (4) 原動機の型式 (5) 原動機の総排気量又は定格出力 (6) 用途 (7) 形状 (8) 車両番号又は標識番号 3 第1項の規定によって種別割の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。 (特別土地保有税の減免) 第139条の3 市長は、次の各号のいずれかに該当する土地又はその取得のうち、市長において必要があると認めるものについては、その所有者又は取得者に対して課する特別土地保有税を減免することができる。 (1) 公益のために直接専用する土地 (2) 天災その他の災害により、著しく価値を減じた土地 (3) 前2号に掲げる土地以外の土地で特別の事由があるもの 2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。 (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称) (2) 土地の所在、地番、地目、面積、取得年月日及び取得価額並びに税額 (3) 減免を受けようとする事由及び前項第2号の土地にあつては、その被害の状況 3 第1項の規定により特別土地保有税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。 (入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告) 第149条 鉱泉浴場を経営しようとする者は、経営開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があった場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。 (1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏	っては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称) (3) 主たる定置場 (4) 原動機の型式 (5) 原動機の総排気量又は定格出力 (6) 用途 (7) 形状 (8) 車両番号又は標識番号 3 第1項の規定によって種別割の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。 (特別土地保有税の減免) 第139条の3 市長は、次の各号のいずれかに該当する土地又はその取得のうち、市長において必要があると認めるものについては、その所有者又は取得者に対して課する特別土地保有税を減免することができる。 (1) 公益のために直接専用する土地 (2) 天災その他の災害により、著しく価値を減じた土地 (3) 前2号に掲げる土地以外の土地で特別の事由があるもの 2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。 (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称) (2) 土地の所在、地番、地目、面積、取得年月日及び取得価額並びに税額 (3) 減免を受けようとする事由及び前項第2号の土地にあつては、その被害の状況 3 第1項の規定により特別土地保有税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。 (入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告) 第149条 鉱泉浴場を経営しようとする者は、経営開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があった場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。 (1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏
---	---

名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称) (2) 鉱泉浴場施設の所在地 (3) 前2号に掲げるものを除くほか、市長において必要と認める事項	名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)又は法人番号(同条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称) (2) 鉱泉浴場施設の所在地 (3) 前2号に掲げるものを除くほか、市長において必要と認める事項
--	--

第2条関係

丹波市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成22年丹波市条例第42号)新旧対照表

現行	改正後(案)
○丹波市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例 平成22年12月24日 条例第42号 改正 令和2年3月10日条例第3号 (目的) 第1条 この条例は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第13条第1項の規定に基づき、市の機関に係る申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、市民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的とする。	○丹波市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例 平成22年12月24日 条例第42号 改正 令和2年3月10日条例第3号 (目的) 第1条 この条例は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第16条第1項の規定に基づき、市の機関に係る申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、市民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的とする。

第3条関係

丹波市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく
個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年丹波市条例第34号)新旧対照表

現行	改正後(案)
○丹波市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 平成27年9月30日 条例第34号 最終改正 令和5年12月25日条例第29号 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 個人情報 番号法第2条第3項に規定する個人情報をいう。	○丹波市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 平成27年9月30日 条例第34号 最終改正 令和5年12月25日条例第29号 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 個人情報 番号法第2条第3項に規定する個人情報をいう。

- (2) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長及び議会をいう。
- (3) 個人番号 番号法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (4) 特定個人情報 番号法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (5) 個人番号利用事務実施者 番号法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (6) 情報提供ネットワークシステム 番号法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。
- (7) 特定個人番号利用事務 番号法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。
- (8) 利用特定個人情報 番号法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 市長	兵庫県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の規定により知事に提出される書類に記載された事項についての事実の確認に関する事務であって規則で定めるもの	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		生活に困窮する外国人に対する生活保護法の規定に準じて行う生活保護の措置に関する情報（以下「外国人生活保護情報」という。）であって規則で定めるもの
		身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障

- (2) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長及び議会をいう。
- (3) 個人番号 番号法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (4) 特定個人情報 番号法第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。
- (5) 個人番号利用事務実施者 番号法第2条第13項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (6) 情報提供ネットワークシステム 番号法第2条第15項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。
- (7) 特定個人番号利用事務 番号法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。
- (8) 利用特定個人情報 番号法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 市長	兵庫県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の規定により知事に提出される書類に記載された事項についての事実の確認に関する事務であって規則で定めるもの	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		生活に困窮する外国人に対する生活保護法の規定に準じて行う生活保護の措置に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障

		害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）であって規則で定めるもの			害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）であって規則で定めるもの
《省略》			《省略》		

議案第17号

丹波市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案の趣旨

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）の一部が改正されたことに伴い、職員が仕事と育児を両立できる職場環境を整備するため、提案するものである。

2 改正の概要

- （１） 時間外勤務の制限の対象となる職員の範囲を「小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員」に拡大する。
- （２） 介護についての申出があった場合等における措置等に係る規定の新設
- （３） 勤務環境の整備に関する措置に係る規定の新設
- （４） その他字句の修正

3 施行日

令和7年4月1日

4 新旧対照表

別紙のとおり

丹波市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成16年丹波市条例第34号）新旧対照表

現行	改正後（案）
○丹波市職員の勤務時間、休暇等に関する条例 平成16年11月 1 日 条例第34号 最終改正 令和 4 年12月26日条例第34号 （週休日及び勤務時間の割振り） 第 4 条 任命権者は、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のある職員については、前条の規定にかかわらず、週休日及び勤務時間の割振りを別に定めることができる。 2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより <u>4 週間ごとの期間につき 8 日の週休日</u>（育児短時間勤務職員にあっては 8 日以上で当該育児短時間勤務の内容に従った週休日、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては 8 日以上の週休日）を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又はその事務所等の特殊の必要（育児短時間勤務職員にあっては、当該育児短時間勤務の内容）により、4 週間ごとの期間につき 8 日（育児短時間勤務職員、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、8 日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、市長と協議して、規則の定めるところにより、4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり 1 日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員にあっては、4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり 1 日以上の割合で当該育児短時間勤務の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。 （育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務） 第 8 条の 3 任命権者は、次に掲げる職員が、規則の定めるところにより、その子（民法（明治29年法律第89号）第817条の 2 第 1 項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、<u>当該職員が現に監護するもの</u>、児童福祉法（昭和22年法律第164号）<u>第27条第 1 項第 3 号</u> の規定により同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童<u>その他これら</u> <u>に</u>準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項及び第 8 条の 4 第 1 項から第 3 項までにおいて同じ。）を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、規則の定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第 3 項において同じ。）をさせるものとする。	○丹波市職員の勤務時間、休暇等に関する条例 平成16年11月 1 日 条例第34号 最終改正 令和 4 年12月26日条例第34号 （週休日及び勤務時間の割振り） 第 4 条 任命権者は、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のある職員については、前条の規定にかかわらず、週休日及び勤務時間の割振りを別に定めることができる。 2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、<u>4 週間ごとの期間につき 8 日の週休日</u>（育児短時間勤務職員にあっては 8 日以上で当該育児短時間勤務の内容に従った週休日、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては 8 日以上の週休日）を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又はその事務所等の特殊の必要（育児短時間勤務職員にあっては、当該育児短時間勤務の内容）により、4 週間ごとの期間につき 8 日（育児短時間勤務職員、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、8 日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、市長と協議して、規則の定めるところにより、4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり 1 日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員にあっては、4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり 1 日以上の割合で当該育児短時間勤務の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。 （育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務） 第 8 条の 3 任命権者は、次に掲げる職員が、規則の定めるところにより、その子（民法（明治29年法律第89号）第817条の 2 第 1 項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって<u>当該職員が 現に監護するもの</u>、児童福祉法（昭和22年法律第164号）<u>第27条第 1 項（同項第 3 号に係る部分に限る。）</u> の規定により同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童<u>及びこれらの職員</u>に準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項及び次条第 1 項 <u>から</u> 第 3 項までにおいて同じ。）を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、規則の定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第 3 項において同じ。）をさせるものとする。

- (1) 小学校就学の始期に達するまでの子のある職員
- (2) 小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している子のある職員であって、規則で定めるもの
- 2 前項の規定は、第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる職員が、規則の定めるところにより、その子を養育」とあるのは「第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員が、規則の定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。
- 3 前2項に規定するもののほか、早出遅出勤務に関する手続その他の早出遅出勤務に関し必要な事項は、規則で定める。
- （育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）
- 第8条の4 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則の定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。
- 2 任命権者は、3歳に満たない子のある職員が、規則の定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。
- 3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則の定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、第8条第2項に規定する勤務をさせてはならない。
- 4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則の定め

- (1) 小学校就学の始期に達するまでの子のある職員
- (2) 小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している子のある職員であって、規則で定めるもの
- 2 前項の規定は、第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる職員が、規則の定めるところにより、その子を養育」とあるのは「第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員が、規則の定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。
- 3 前2項に規定するもののほか、早出遅出勤務に関する手続その他の早出遅出勤務に関し必要な事項は、規則で定める。
- （育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）
- 第8条の4 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則の定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。
- 2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則の定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。
- 3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則の定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、第8条第2項に規定する勤務をさせてはならない。
- 4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則の定め

るところにより、当該子を養育」とあり、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則の定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項

中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則の定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員が、規則の定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

- 5 前4項に規定するもののほか、勤務の制限に関する手続その他の勤務の制限に関し必要な事項は、規則で定める。

（介護休暇）

第15条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者

で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内における勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

- 2 介護休暇の期間は、指定期間内において必要と認められる期間とする。
- 3 介護休暇については、その期間の勤務しない1時間につき、給与条例第27条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額を減額する。

るところにより、当該子を養育」とあり

、及び前2項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則の定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員が、規則の定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

- 5 前4項に規定するもののほか、勤務の制限に関する手続その他の勤務の制限に関し必要な事項は、規則で定める。

（介護休暇）

第15条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者

（第17条の2第1項において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内における勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

- 2 介護休暇の期間は、指定期間内において必要と認められる期間とする。
- 3 介護休暇については、その期間の勤務しない1時間につき、給与条例第27条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額を減額する。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第17条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

- 2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第17条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

(2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

(3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

議案第18号

丹波市職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定
について

1 提案の趣旨

災害が発生した現場において応急作業等の業務に従事した職員に対し、国の取扱いに準拠し、災害応急作業等手当を支給するため、提案するものである。

2 改正の概要

(1) 災害現場において職員が従事した業務の区分に応じて手当を支給する。

業務の区分		支給額（日額）
1	巡回監視	710円
2	応急作業又は応急作業のための災害状況の調査	1,080円
3	災害警備又は遭難救助	840円
4	その他の災害応急対策に係る業務で、本市以外の地方公共団体に派遣されて行うもの	710円

上記の業務が、次に掲げる場合に該当するときは、それぞれ定める額に相当する額を加算する。

ア 日没時から日出時までの間（1 から 3 までの業務）又は深夜（4 の業務）
において行われたとき 支給額の100分の50

イ 著しく危険である区域で行われたとき 支給額の100分の100

※ア、イのいずれにも該当する場合は支給額の100分の100

(2) その他字句の修正

3 施行日

令和7年4月1日

4 新旧対照表

別紙のとおり

丹波市職員の特殊勤務手当支給条例（平成16年丹波市条例第48号）新旧対照表

現行		改正後（案）	
○丹波市職員の特殊勤務手当支給条例 平成16年11月1日 条例第48号 最終改正 令和4年12月26日条例第34号 別表（第2条関係）		○丹波市職員の特殊勤務手当支給条例 平成16年11月1日 条例第48号 最終改正 令和4年12月26日条例第34号 別表（第2条関係）	
手当の種別	支給額	手当の種別	支給額
《省略》		《省略》	
出動手当	緊急時に出勤し、消防業務に従事した消防吏員 災害出勤 機関員 1回400円以内 その他 1回300円以内 救急出勤 機関員 1回400円以内 その他 1回300円以内 救急救命士 1回500円以内	出動手当	緊急時に出勤し、消防業務に従事した消防吏員 消防出勤 機関員 1回400円以内 その他 1回300円以内 救急出勤 機関員 1回400円以内 その他 1回300円以内 救急救命士 1回500円以内
当務手当	隔日勤務者に現に消防業務に従事した消防吏員に1当務500円以内。ただし、従事した時間が1当務に満たないときは2分の1を減額する。	当務手当	隔日勤務者に現に消防業務に従事した消防吏員に1当務500円以内。ただし、従事した時間が1当務に満たないときは2分の1を減額する。
備考 教務手当は、丹波市立看護専門学校の専任教員が講師として研修、講義又は実習指導の業務に従事したときに支給する。		災害応急作業等手当	1 異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある道路、河川の堤防等の現場において行う巡回監視 日額710円 2 前項の現場において行う応急作業又は応急作業のための災害状況の調査 日額1,080円 3 異常な自然現象若しくは大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う災害警備又は遭難救助 日額840円 4 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第1項又は第23条の2第1項の規定に基づき災害対策本部が設置された地方公共団体の区域に派遣されて行う災害応急対策に係る前3項以外の業務 日額710円 5 第1項から第3項までの業務にあつては日没時から日出時までの間に、前項の業務にあつては深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）において行われた場合（次項に該当する場合を除く。） 当該定める額にその100分の50に相当する額を加算した額 6 第1項から第4項までの業務が市長が著しく危険であると認める区域で行われた場合 当該定める額にその100分の100に相当する額を加算した額
		備考 教務手当は、丹波市立看護専門学校の専任教員が講師として研修、講義又は実習指導の業務に従事したときに支給する。	

議案第19号

丹波市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案の趣旨

国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）の一部が改正され、国家公務員の旅費制度が見直されたことを踏まえ、国の取扱いに準拠し、所要の改正を行うため、提案するものである。

2 改正の概要

- （１） 旅費の計算等に係る規定の簡素化
- （２） 旅費の支給対象の見直し
- （３） 適正な支出の確保のための規定を新設
- （４） その他字句の修正

3 施行日

令和7年4月1日

4 新旧対照表

別紙のとおり

丹波市職員等の旅費に関する条例（平成16年丹波市条例第49号）新旧対照表

現行	改正後（案）
○丹波市職員等の旅費に関する条例 平成16年11月1日 条例第49号 最終改正 令和4年12月26日条例第34号 （用語の定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1） 職員 法第3条第2項に規定する一般職の職員のうち、常勤の職員、法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び法第22条の2第1項第2号に掲げる職員をいう。 （2） 出張 職員が公務のため一時その在勤庁（常時勤務する在勤庁のない職員については _____, その住所又は居所 _____）を離れて旅行することをいう。 （3） 赴任 新たに採用された職員がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤庁に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧在勤庁から新在勤庁に旅行することをいう。 （4） 帰任 職員が_____死亡した場合において、その職員の遺族_____が生活の根拠地となる地に旅行することをいう。 （5） 扶養親族 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）<u>、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によって生計を維持しているものをいう。</u> （6） 遺族 職員の配偶者_____ _____, 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。	○丹波市職員等の旅費に関する条例 平成16年11月1日 条例第49号 最終改正 令和4年12月26日条例第34号 （用語の定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1） 職員 法第3条第2項に規定する一般職の職員のうち、常勤の職員、法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び法第22条の2第1項第2号に掲げる職員をいう。 （2） 出張 職員が公務のため一時その在勤庁（常時勤務する在勤庁のない場合又は任命権者若しくはその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）を離れて旅行することをいう。 （3） 赴任 新たに採用された職員がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤庁に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧在勤庁から新在勤庁に旅行することをいう。 （4） 帰任 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員又はその遺族が生活の根拠地となる地に旅行することをいう。 （5） 遺族 職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）<u>、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。</u> （6） 家族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいう。 （7） 旅行役務提供者 旅行者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。）その他の規則で定める者（以下この号において「旅行者等」という。）であつて、市と旅行役務提供契約（旅行者等が市に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第8項において同じ。）を締結したものをいう。
2 この条例において「何何地」という場合には、市	

町村の存する地域(都の特別区の存する地域)については、特別区の存する全地域)をいう。

(旅費の支給)

第3条 職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し旅費を支給する。

2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

(1) 職員が出張又は赴任のため旅行中に退職、失職又は休職(以下「退職等」という。)となった場合(当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。)には、当該職員

(2) 職員が出張又は赴任のため旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

(3) 職員が死亡した場合において、当該職員の遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したときには、当該遺族

3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、法第28条第4項又は第29条第1項の規定により退職等となった場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。

4 職員が当該職員の任命権者以外の機関の依頼に応じ、又は職員以外の者が市の機関の依頼に応じ公務の遂行を補助するため旅行した場合には、旅費を支給する。

5 第1項、第2項及び前項の規定に該当する場合のほか、市費を支弁して旅行させる必要がある場合においては、旅費を支給する。

6 第1項、第2項、第4項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者(その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下この条において同じ。)が、その出発前に旅行命令を変更され、若しくは取り消され

、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。

7 第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中交通機関の事故又は天災その他市長が定める事情により、概算払を受けた旅費額(概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額。以下同じ。)の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。

(旅費の支給)

第3条 職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し旅費を支給する。

2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

(1) 職員が出張又は赴任のため旅行中に退職、失職又は休職(以下「退職等」という。)となった場合(当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。)には、当該職員

(2) 職員が出張又は赴任のため旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

(3) 職員が死亡した場合において、当該職員の遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したときには、当該遺族

3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、法第28条第4項又は第29条第1項の規定により退職等となった場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。

4 職員が当該職員の任命権者以外の機関の依頼に応じ、又は職員以外の者が市の機関の依頼に応じ公務の遂行を補助するため旅行した場合には、旅費を支給する。

5 第1項、第2項及び前項の規定に該当する場合のほか、市費を支弁して旅行させる必要がある場合においては、旅費を支給する。

6 第1項、第2項及び前2項の規定により旅費の支給を受けることができる者

が、次条第3項の規定により旅行命令の変更(取消しを含む。同項及び同条第4項並びに第5条において同じ。)を受け、又は死亡した場合その他規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。

7 第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中天災その他規則で定める事情により概算払を受けた旅費額(概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額)の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。

8 第1項、第2項及び第4項から第6項までに規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代え

(旅行命令)

第4条 旅行は、任命権者若しくはその委任を受けた者又は旅行依頼を行う者（以下「旅行命令権者」という。）の発する旅行命令によって行わなければならない。

2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令を発することができる。

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令を変更する必要があると認める場合 _____ には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、これを変更することができる。

4 旅行命令権者は、旅行命令を発し、又はこれを変更し、若しくは取り消すには、出張命令簿に当該旅行について必要な事項を記載し、これを当該旅行者に提示して行わなければならない。ただし、出張命令簿に当該旅行に関する事項を記載しこれを提示するいとまがない場合には、口頭により旅行命令を発し、又はこれを変更し、若しくは取り消すことができる。この場合において、旅行命令権者は、できるだけ速やかに、出張命令簿に当該旅行について必要な事項を記載し、これを当該旅行者に提示しなければならない。

5 出張命令簿の記載事項及び様式は、規則で定める。

(旅行命令に従わない旅行)

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令（前条第3項の規定により変更された）旅行命令を含む。以下この条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令の変更の申請をしなければならない。

2 旅行者は、前項の規定による旅行命令の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令に従わないで旅行した後、できるだけ速やかに、旅行命令権者に旅行命令の変更の申請をしなければならない。

3 旅行者が、前2項の規定による旅行命令の変更の申請をせず、又は申請したがその変更が認められなかった場合において、旅行命令に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

(旅費の種類)

第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、

て、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

(旅行命令)

第4条 旅行は、旅行命令権者の発する旅行命令（以下この条及び次条において「旅行命令」という。） _____ によって行わなければならない。

2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令を発することができる。

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令の変更する必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、その変更をすることができる。

4 旅行命令権者は、旅行命令を発し、又はその変更をするには、出張命令簿に規則で定める事項の記載又は記録をし、当該事項を当該旅行者に通知してしなければならない。ただし、出張命令簿に当該事項の記載又は記録をするいとまがない場合には、この限りでない。

5 前項ただし書の規定により出張命令簿に記載又は記録をしなかった場合には、できるだけ速やかに出張命令簿に同項に定める事項の記載又は記録をしなければならない。

(旅行命令に従わない旅行)

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令（前条第3項の規定により変更を受けた旅行命令を含む。以下この条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令の変更の申請をしなければならない。

2 旅行者は、前項の規定による旅行命令の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令に従わないで旅行した後、できるだけ速やかに、旅行命令権者に旅行命令の変更の申請をしなければならない。

3 旅行者が、前2項の規定による旅行命令の変更の申請をせず、又は申請したがその変更が認められなかった場合において、旅行命令に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

(旅費の種目)

第6条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その

宿泊料、移転料、着後手当及び扶養親族移転料
とする。

2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

5 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、路程に応じ1キロメートル当たりの定額又は実費額により支給する。

6 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。

7 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程に応じ一定距離当たりの定額により支給する。

8 着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、定額により支給する。

9 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について、支給する。

（旅費の計算）

第7条 旅費は

、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

第8条 旅費計算上の旅行日数は、第3項の規定に該当する場合を除くほか、旅行のため現に要した日数による。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により要した日数を除くほか、鉄道旅行にあっては400キロメートル、水路旅行にあっては200キロメートル、陸路旅行にあっては50キロメートルについて1日の割合をもって通算した日数を超えることができない。

2 前項ただし書の規定により通算した日数に1日未満の端数を生じたときは、これを1日とする。

3 第3条第2項の規定に該当する場合には、旅費計算上の旅行日数は、第1項ただし書及び前項の規定により計算した日数による。

第9条 1日の旅行において、宿泊料（扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。以下この条において同じ。）について定額を異にする事由が生じた場合には、額の多い方の定額による宿泊料の額による。

第10条 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過、職務の級の変更等のため鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃（扶養親族移転料のう

他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費及び家族移転費とする。

（旅費の計算）

第7条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして前条に規定する旅費の種目及び第9条から第18条までに規定する旅費の内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法により旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

ちこれらの旅費に相当する部分を含む。)を区分して計算する必要がある場合には、その必要が生じた後の最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。

(旅費の請求手続)

第11条 旅費(概算払に係る旅費を含む。)の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの

は、請求書に必要書類を添えて、これを当該旅費の支出命令権者に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費額のうちその書類を提出しなかったため、その旅費の必要が明らかにされなかった部分の金額の支払を受けることができない。

2 概算払に係る旅費の支給を受けた者は、当該旅行を完了した後、速やかに当該旅行について、前項の規定による旅費の精算をしなければならない。

3 支出命令権者は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、速やかに当該過払金を返納させなければならない。

4 第1項の請求書及び必要書類の種類、記載事項及び様式は、規則で定める。

(鉄道賃)

第12条 鉄道賃の額は、次の各号に掲げる旅客運賃(以下この条において「運賃」という。)及び急行料金並びに座席指定料金による。

(1) 運賃の等級を設ける線路による旅行の場合には、下級の運賃

(2) 運賃の等級を設けない線路による旅行の場合には、その乗車に要する運賃

(3) 急行料金を徴する線路による旅行の場合には、前2号に規定する運賃のほか、その乗車に要する急行料金

(4) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第1号又は第2号に規定する運賃、前号に規定する急行料金のほか、座席指定料金

2 前項第3号の急行料金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り支給する。

(1) 特別急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のもの

(2) 普通急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のもの

3 第1項第4号の座席指定料金は、特別急行列車又は普通急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のものに限り支給する。

(旅費の請求手続)

第8条 旅費(概算払に係る旅費を含む。)の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定の請求書に必要書類を添えて、これを当該旅費の支出又は支払をする者(以下「支出命令者」という。)に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその書類を提出しなかったため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の支給又は支払を受けることができない。

2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後所定の期間内に、当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。

3 支出命令者は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、所定の期間内に、当該過払金を返納させなければならない。

4 第1項に規定する請求書及び必要書類の種類、記載事項又は記録事項、前2項に規定する期間その他の必要な事項は、規則で定める。

(鉄道賃)

第9条 鉄道賃は、鉄道(鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法(大正10年法律第76号)第1条第1項に規定する軌道その他規則で定めるものをいう。次項及び第12条において同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 急行料金

(3) 寝台料金

(4) 座席指定料金

(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

(船賃)

第13条 船賃の額は、次の各号に掲げる旅客運賃（はしけ賃及びさん橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）及び寝台料金並びに座席指定料金とする。

- (1) 運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、中級の運賃
- (2) 運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、下級の運賃
- (3) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃
- (4) 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前3号に掲げる運賃のほか、現に支払った寝台料金
- (5) 座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合には、前各号に規定する運賃及び寝台料金のほか、座席指定料金

2 前項第1号又は第2号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、これらに規定する運賃は、同一階級内の最上級の運賃による。

(航空賃)

第14条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃とする。

(車賃)

第15条 車賃の額は、1キロメートルにつき40円とする。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により定額の車賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、実費額による。

- 2 車賃は、全路程を通算して計算する。ただし、第10条の規定により区分計算をする場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。
- 3 前項の規定により通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。
- 4 職員以外の者の市内車賃については、別表第1のとおりとする。

(船賃)

第10条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他規則で定めるものをいう。次項及び第12条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

(航空賃)

第11条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他規則で定めるものをいう。次項及び次条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 座席指定料金
- (3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

(その他の交通費)

第12条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃
- (2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃
- (3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として

(宿泊料)

第16条 宿泊料の額は、宿泊地の区分に応じた別表第2の金額を限度に実費を支給する。

2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。

(移転料)

第17条 移転料の額は、次に掲げる額による。

- (1) 赴任の際扶養親族を移転する場合には、住所又は居所から在勤地までの路程に応じた別表第3の定額による額
- (2) 赴任の際扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の2分の1に相当する額
- (3) 赴任の際扶養親族を移転しないが、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に移転する場合には、前号に規定する額に相当する額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第3号に規定する期間を延長することができる。

(着後手当)

第18条 着後手当の額は、別表第2の乙地方の宿泊料定額の、別表第3の路程の区分に応じ、当該各号に掲げる分に相当する額による。

(扶養親族移転料)

第19条 扶養親族移転料の額は、赴任の際扶養親族をその住所又は居所から在勤地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次に掲げる額の合計額による。

- (1) 12歳以上のものについては、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに、宿泊料及び着後手当の3分の2に相当する額
- (2) 12歳未満6歳以上の者については、前号の規定する額の2分の1に相当する額
- (3) 6歳未満の者については、その移転の際にお

有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用

(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

(宿泊費)

第13条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情及び旅行者の職務を勘案して規則で定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

(包括宿泊費)

第14条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第9条から第12条までの規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第15条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して規則で定める1夜当たりの定額とする。

(転居費)

第16条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第18条第1項第1号又は第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定される額とする。

(着後滞在費)

第17条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

(家族移転費)

第18条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

- (1) 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この号及び次号において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額
- (2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職

ける職員相当の宿泊料及び着後手当の3分の1に相当する額。ただし、6歳未満の者を3人以上随伴するときは、2人を超える者ごとにその移転の際における職員相当の鉄道賃及び船賃の2分の1に相当する金額を加算する。

(4) 前3号に規定する場合を除くほか、第17条第1項第1号又は第3号の規定に該当する場合には、扶養親族の旧居住地から新居住地までの旅行について前号の規定に準じて計算した額。ただし、同号の規定により支給することができる額に相当する額を超えることができない。

2 前項第1号から第3号までの規定により宿泊料及び着後手当の額を計算する場合において、これらの額に円位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 職員が赴任を命ぜられた日において胎児であった子に移転する場合においては、扶養親族移転料の額の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして、第1項の規定を適用する。

(在勤地内旅行の旅費)

第20条 市内における旅行については、次の各号に掲げる場合において、当該各号に掲げる旅費を支給する。

(1) 交通機関等を利用する必要がある場合は、その鉄道賃又は車賃

(2) 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊する場合には、別表第2に定める額の範囲内の実費額

(3) 赴任を命ぜられた職員が、職員のための公設の宿舎に居住すること又はこれを明け渡すことを命ぜられ、住所又は居所を移転した場合には、別表第3の鉄道50キロメートル未満の場合の移転料定額の3分の1に相当する額(扶養親族を随伴しない場合には、その2分の1に相当する額)の移転料。ただし、当該移転料の額を計算する場合において、その額に円位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(退職者等の旅費)

第21条 職員が出張中に退職等となった場合に、第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、退職等となった日にいた地から退職等の命令の通達を受けた日にいた地までのその者の退職前の職務相当の旅費とする。

(遺族の旅費)

第22条 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、次に掲げる旅費とする。

員の新居住地)に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

(退職者等の旅費)

第19条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

3 任命権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

(遺族の旅費)

第20条 第3条第2項第2号又は第3号の規定により支給する旅費は、出張又は赴任の例に準じて規則

(1) 職員が出張中に死亡した場合には、死亡地から旧在勤地までの往復に要するその者の死亡前の職務相当の旅費

(2) 職員が赴任中に死亡した場合には、赴任の例に準じて計算した死亡地から新在勤地までのその者の死亡前の職務相当の旅費

2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第1項第6号に掲げる順序による。ただし、同順位者が2人以上ある場合には、年長者を先にする。

3 第3条第2項第3号の規定により支給する旅費は、第19条第1項の規定に準じて計算した居住地から帰住地までの鉄道賃、船賃、車賃及び食事料とする。この場合において、同項中「赴任を命ぜられた日」とあるのは「職員が死亡した日」と読み替えるものとする。

(外国旅行の旅費)

第23条 外国旅行については、国家公務員の外国旅費の例に準じて任命権者が市長と協議して定める額を旅費として支給する。

(旅費の調整)

第24条 旅行命令権者は、旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他当該旅行における特別の事情により、又は当該旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には、不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、市長と協議してその実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 旅行命令権者は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により、又は当該旅行の性質上困難である場合においては、市長と協議して定める旅費を支給することができる。

で定めるものとする。

(外国旅行の旅費)

第21条 職員が公務のため外国に旅行する場合における旅費の種目及び額は、第6条及び第9条から第18条までの規定にかかわらず、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）の規定の例により、その都度、任命権者が市長と協議して定める。

(旅費の支給額の上限)

第22条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第9条第1項各号、第10条第1項各号、第11条第1項各号及び第12条各号に掲げる各費用について、当該各条及び第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）に係る旅費の支給額は、当該各種目について第7条、第13条、第14条、第16条、第17条及び第18条第1項の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

(旅費の調整)

第23条 任命権者は、旅行者が本市以外の者から旅費の支給を受ける場合に、旅行者が本市以外の者から旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には、不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 任命権者は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、市長と協議して定める旅費を支給することができる。

(旅費の特例)

第25条 任命権者は、職員について労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第3項若しくは第64条又は船員法（昭和22年法律第100号）第47条の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき、又は同条例の規定により支給する旅費が労働基準法第15条第3項若しくは第64条又は船員法第48条の規定による旅費又は費用に満たないときは、当該職員に対し、これらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

(委任)

第26条 この条例の実施
に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第 1 (第15条関係)

		調査区分 (住数)										(円)																					
		13㎡以下		14㎡以下		15㎡以下		16㎡以下		17㎡以下		18㎡以下																					
東区	A																																
東井	A	A																															
中央	B	B	A																														
東	A	B	A	A																													
西	C	B	A	B	A																												
南	B	A	C	A	A	B	A																										
北	C	B	A	B	C	B	A																										
佐伯	D	C	B	C	B	C	B	A																									
芦田	D	C	B	C	B	C	A	A	A																								
神楽	E	D	C	D	D	D	C	A	B	A																							
速原	E	D	C	D	C	D	C	A	B	B	A																						
東井	B	B	B	B	C	C	C	D	C	E	F	A																					
西	C	C	C	C	D	C	C	D	E	E	A	A																					
大野	C	C	C	C	D	E	D	E	F	F	B	B	A																				
速野	C	C	C	B	D	C	D	E	E	A	B	A																					
和城	B	B	A	A	C	B	D	C	D	D	A	B	B	A																			
上久下	C	D	D	D	E	D	E	F	E	G	F	E	D	A																			
久下	B	C	D	C	D	C	D	E	E	F	F	D	E	D	C	B	A																
小川	C	C	C	C	B	D	E	E	F	F	D	E	F	E	C	B	A	A															
和曲	C	C	C	C	D	B	D	E	D	F	F	D	E	F	E	D	C	B	A	A													
竹田	E	E	D	D	E	E	E	F	F	G	G	C	B	D	C	C	G	F	G	G	A												
山田	D	D	D	D	E	E	E	F	C	G	G	C	B	D	C	C	G	F	F	F	A	A											
山田	D	D	C	C	D	D	D	E	E	F	F	B	A	C	B	B	F	E	F	F	A	A											
神樂	D	D	D	D	E	E	E	F	E	H	H	C	B	D	C	C	F	F	F	F	B	B	A	A	A								
三輪	C	D	C	C	D	A																											
東	佐	中	央	東	南	北	佐	芦	神	速	井	泰	和	大	速	和	上	久	下	小	川	和	曲	竹	田	山	田	山	田	神	樂	三	輪

別表第2（第16条、第18条、第20条関係）宿泊料

区分	宿泊料（１夜につき）	
	甲地方	乙地方
職員	10,900円	9,800円

備考 宿泊料の欄中甲地方とは、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第11条の3第2項第1号から第5号までに規定する級地の地域をいい、乙地方とは、その他の地域をいう。固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方に宿泊したものとみなす。

別表第3（第17条、第18条、第20条関係）移転料及び
着後手当

区分	鉄道	鉄道	鉄道	鉄道	鉄道	鉄道	鉄道	鉄道
	50キ	50キ	100	150	200	250	300	500
	ロメ	ロメ	キロ	キロ	キロ	キロ	キロ	0キ
	一ト	一ト	メー	メー	メー	メー	メー	ロメ
	ル未	ル以	トル	トル	トル	トル	トル	一ト
	満	上10	以上	以上	以上	以上	以上	ル以
		0キ	150	200	250	300	500	1,00
								上

(旅費の特例)

第24条 任命権者は、職員について労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第3項若しくは第64条又は船員法（昭和22年法律第100号）第47条の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき、又は同条例の規定により支給する旅費が労働基準法第15条第3項若しくは第64条又は船員法第48条の規定による旅費又は費用に満たないときは、当該職員に対しこれらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

(旅費の返納)

第25条 支出命令者は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

(委任)

第26条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

		ロメ ート ル未 満	キロ メー トル 未満	キロ メー トル 未満	キロ メー トル 未満	キロ メー トル 未満	キロ メー トル 未満	0キ ロメ ート ル未 満	
移転 料	107, 000 円	123, 000 円	130, 000 円	137, 000 円	144, 000 円	152, 000 円	187, 000 円	248, 000 円	261, 000 円
着後 手当	2日2夜分				3日3夜分			5日5夜 分	
備考 路程の計算については、水路2分の1キロメートル、陸路4分の1キロメートルをもってそれぞれ鉄道1キロメートルとみなす。									

議案第20号

丹波市生涯学習基本計画審議会設置条例の一部を改正する条例の 制定について

1 提案の趣旨

丹波市生涯学習基本計画審議会(以下「審議会」という。)は、丹波市自治基本条例(平成23年丹波市条例第52号)第21条第3項に規定する生涯学習に関する計画の策定に関し、必要な調査及び審議を行っている。

このたび、本市における生涯学習に関する施策のより総合的かつ効率的な推進を図るため、提案するものである。

2 改正の概要

- (1) 審議会の名称を、丹波市生涯学習推進審議会に変更する。
- (2) 審議会の所掌事務に、生涯学習の推進に関する重要な事項について調査審議することを追加する。
- (3) 審議会の委員の定数を、16人から20人に増員する。
- (4) その他所要の改正

3 施行日

令和7年4月1日

4 附則により改正する条例

丹波市特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(平成16年丹波市条例第41号)

5 新旧対照表

別紙のとおり

丹波市生涯学習基本計画審議会設置条例（平成25年丹波市条例第7号）新旧対照表

現行	改正後（案）
○丹波市生涯学習基本計画審議会設置条例 平成25年3月8日 条例第7号 <u>丹波市生涯学習基本計画審議会設置条例</u> (設置) 第1条 丹波市自治基本条例（平成23年丹波市条例第52号）第21条第3項の規定に基づき、生涯学習に係る基本的な計画を策定_____するため、丹波市生涯学習基本計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。 (所掌事務) 第2条 審議会は、丹波市生涯学習基本計画の策定に関し、必要な調査と審議を行い、市長の諮問に答申するものとする。 (組織) 第3条 審議会は、委員<u>16人</u>以内をもって組織する。 2 委員は次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。 (1) 識見を有する者 2名以内 (2) 社会教育委員の代表 1名 (3) 校長の代表 1名 (4) スポーツ推進審議会委員 1名 (5) 生涯学習関係団体の代表 6名以内 (6) 公募による市民 5名以内 (任期) 第4条 委員の任期は、当該諮問に係る所掌事務の終了をもって終わるものとする。_____ (委員長及び副委員長) 第5条 審議会に<u>委員長及び副委員長</u>を置く。 2 <u>委員長及び副委員長</u>は、委員の互選によりこれを定める。 3 <u>委員長</u>は、会務を総理し、審議会を代表する。 4 <u>副委員長</u>は、<u>委員長</u>を補佐し、<u>委員長</u>に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。 (会議) 第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、<u>委員長</u>が招集し、会議の議長となる。 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。 3 議長は、会議において必要と認めるときは、委員	○丹波市生涯学習基本計画審議会設置条例 平成25年3月8日 条例第7号 <u>丹波市生涯学習推進審議会設置条例</u> (設置) 第1条 丹波市自治基本条例（平成23年丹波市条例第52号）第21条第3項に規定する_____生涯学習に関する計画（以下「生涯学習基本計画」という。）を策定し、及び本市における生涯学習に関する施策を総合的に推進するため、丹波市生涯学習推進審議会_____（以下「審議会」という。）を設置する。 (所掌事務) 第2条 審議会の所掌事務は、次のとおりとする。 (1) <u>市長の諮問に応じ、生涯学習基本計画の策定に関する事項について調査審議すること。</u> (2) <u>生涯学習の推進に関する重要な事項について調査審議すること。</u> (組織) 第3条 審議会は、委員<u>20人</u>以内をもって組織する。 2 委員は次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。 (1) 識見を有する者 (2) 学校教育及び社会教育の関係者 (3) 生涯学習団体の関係者 (4) 公募による市民 (5) その他市長が必要と認める者 (任期) 第4条 委員の任期は、<u>2年</u>_____とする。ただし、再任を妨げない。 2 <u>委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u> (会長及び副会長) 第5条 審議会に<u>会長及び副会長</u>を置く。 2 <u>会長及び副会長</u>は、委員の互選によりこれを定める。 3 <u>会長</u>は、会務を総理し、審議会を代表する。 4 <u>副会長</u>は、<u>会長</u>を補佐し、<u>会長</u>に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。 (会議) 第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、<u>会長</u>が招集し、会議の議長となる。 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。 3 <u>会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</u> 4 議長は、会議において必要と認めるときは、委員

以外の者を出席させ、意見を聴き、又は必要な書類の提出及び説明を求めることができる。 (その他) 第8条 この条例に定めるもののほか審議会の運営について必要な事項は、<u>委員長</u>が会議に諮り、これを定める。	以外の者を出席させ、意見を聴き、又は必要な書類の提出及び説明を求めることができる。 (その他) 第8条 この条例に定めるもののほか審議会の運営について必要な事項は、<u>会長</u>が会議に諮り、これを定める。
---	--

丹波市特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年丹波市条例第41号）新旧対照表

現行				改正後（案）			
○丹波市特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例				○丹波市特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例			
平成16年11月1日				平成16年11月1日			
条例第41号				条例第41号			
最終改正 令和6年12月25日条例第45号				最終改正 令和6年12月25日条例第45号			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
特別職に属する非常勤の職員の報酬額				特別職に属する非常勤の職員の報酬額			
職の区分		報酬額		職の区分		報酬額	
		支払区分	金額（円）			支払区分	金額（円）
《省略》				《省略》			
生涯学習基本計画審議会委員	大学教授、准教授	1回	20,000	生涯学習推進審議会委員	大学教授、准教授	1回	20,000
	上記以外	日額	7,000		上記以外	日額	7,000
まなびの里づくり協議会委員	大学教授、准教授	1回	20,000				
	上記以外	日額	7,000				
スポーツ推進委員		年額	42,000	スポーツ推進委員		年額	42,000
文化財保護審議会委員	大学教授、准教授	1回	20,000	文化財保護審議会委員	大学教授、准教授	1回	20,000
	上記以外	日額	7,000		上記以外	日額	7,000
文化芸術推進審議会委員	大学教授、准教授その他これらに準ずる識見を有する者	1回	20,000	文化芸術推進審議会委員	大学教授、准教授その他これらに準ずる識見を有する者	1回	20,000
	上記以外	日額	7,000		上記以外	日額	7,000
スポーツ推進審議会委員		日額	7,000	スポーツ推進審議会委員		日額	7,000
図書館協議会委員		日額	7,000	図書館協議会委員		日額	7,000
美術館運営委員会委員	大学教授、准教授	1回	20,000	美術館運営委員会委員	大学教授、准教授	1回	20,000
	上記以外	日額	7,000		上記以外	日額	7,000
子ども・子育て会議委員	大学教授、准教授	1回	20,000	子ども・子育て会議委員	大学教授、准教授	1回	20,000
	上記以外	日額	7,000		上記以外	日額	7,000
歴史民俗資料館運営委員会委員	大学教授、准教授	1回	20,000	歴史民俗資料館運営委員会委員	大学教授、准教授	1回	20,000
	上記以外	日額	7,000		上記以外	日額	7,000
氷上回廊水分れフィールドミュージアム運営委員会委員	大学教授、准教授	1回	20,000	氷上回廊水分れフィールドミュージアム運営委員会委員	大学教授、准教授	1回	20,000
	上記以外	日額	7,000		上記以外	日額	7,000
《省略》				《省略》			
備考 勤務が半日の場合における日額報酬は、2分の1の額とする。				備考 勤務が半日の場合における日額報酬は、2分の1の額とする。			

議案第21号

丹波市立青垣パラグライダー練習場施設条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案の趣旨

国土調査法（昭和26年法律第180号）に基づく地籍調査事業の実施に伴い、丹波市立青垣パラグライダー練習場（以下「施設」という。）の位置を定める土地が合筆され、当該土地の地番に変更があったことが判明したため、提案するものである。

2 改正の概要

施設の位置を定める地番を「丹波市青垣町中佐治1588番地」から「丹波市青垣町中佐治1587番地」に修正する。

3 施行日

公布の日

4 新旧対照表

別紙のとおり

丹波市立青垣パラグライダー練習場施設条例（平成19年丹波市条例第1号）新旧対照表

現行		改正後（案）	
○丹波市立青垣パラグライダー練習場施設条例		○丹波市立青垣パラグライダー練習場施設条例	
平成19年1月19日 条例第1号		平成19年1月19日 条例第1号	
改正 平成31年3月7日条例第20号		改正 平成31年3月7日条例第20号	
（名称及び位置）		（名称及び位置）	
第2条 丹波市立青垣パラグライダー練習場の名称及び位置は、次のとおりとする。		第2条 丹波市立青垣パラグライダー練習場の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
丹波市立青垣パラグライダー練習場	丹波市青垣町中佐治1588番地	丹波市立青垣パラグライダー練習場	丹波市青垣町中佐治1587番地

議案第22号

第4次丹波市行政改革プランの策定について

1 提案の趣旨

市民満足度の高い行政サービスを未来につなぎ、持続可能な行財政基盤を目指すため、丹波市行政改革プランを策定したいので、丹波市議会の議決に付すべき事件に関する条例（平成23年丹波市条例第48号）第2条第5号の規定により、提案するものである。

2 提案の概要

将来にわたる安定した行財政基盤の確立に向け、4つの基本方針で構成する第4次丹波市行政改革プランを策定する。

3 計画期間

令和7年度から令和16年度まで

4 第4次丹波市行政改革プラン 別冊

【丹波市議会の議決に付すべき事件に関する条例 抜粋】

（議決に付すべき事件）

第2条 議会の議決に付すべき事件は、次の各号に掲げるとおりとし、市政全般にわたり重要な事項について、議会と市長等執行機関が共に市民に対する責任を担いながら、計画的かつ市民の視点に立った透明性の高い市政の運営に資するものとする。

（1）～（4） 略

（5） 前号に掲げるもののほか、市行政の各分野における政策、施策の基本的な方向を定める計画及び指針で、議会が必要と認めるものの策定、変更又は廃止に関すること。

議案第23号

丹波市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案の趣旨

令和7年度国民健康保険税の税率等について丹波市国民健康保険運営協議会の答申を受けたことに伴い、所要の改正を行うため、提案するものである。

2 改正の概要

- (1) 国民健康保険の被保険者に係る所得割額の算定に用いる税率の改定
- (2) 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額及び世帯別平等割額の改定

上段：(改定前)
下段：改定後

令和7年度国民健康保険税の税率等

区分		基礎課税額	後期高齢者支援金等課税額	介護納付金課税額
所得割		(7.26%) 7.31%	(2.48%) 2.66%	(2.52%) 2.55%
均等割額		(28,200円) 29,500円	(9,500円) 10,600円	(12,300円) 12,700円
平等割額	特定世帯及び 特定継続世帯以外	20,600円	(6,900円) 7,400円	(6,300円) 6,400円
	特定世帯	10,300円	(3,450円) 3,700円	
	特定継続世帯	15,450円	(5,175円) 5,550円	
7割軽減	均等割額	(19,740円) 20,650円	(6,650円) 7,420円	(8,610円) 8,890円
	平等割額	特定世帯及び 特定継続世帯以外	14,420円	(4,830円) 5,180円 4,410円) 4,480円
		特定世帯	7,210円	(2,415円) 2,590円
		特定継続世帯	10,815円	(3,623円) 3,885円
5割軽減	均等割額	(14,100円) 14,750円	(4,750円) 5,300円	(6,150円) 6,350円
	平等割額	特定世帯及び 特定継続世帯以外	10,300円	(3,450円) 3,700円 (3,150円) 3,200円
		特定世帯	5,150円	(1,725円) 1,850円
		特定継続世帯	7,725円	(2,588円) 2,775円
2割軽減	均等割額	(5,640円) 5,900円	(1,900円) 2,120円	(2,460円) 2,540円
	平等割額	特定世帯及び 特定継続世帯以外	4,120円	(1,380円) 1,480円 (1,260円) 1,280円
		特定世帯	2,060円	(690円) 740円
		特定継続世帯	3,090円	(1,035円) 1,110円

未就学児軽減	均等割額	(14,100円) 14,750円	(4,750円) 5,300円	
	7割軽減 均等割額	(4,230円) 4,425円	(1,425円) 1,590円	
	5割軽減 均等割額	(7,050円) 7,375円	(2,375円) 2,650円	
	2割軽減 均等割額	(11,280円) 11,800円	(3,800円) 4,240円	

3 施行日
令和7年4月1日

4 新旧対照表
別紙のとおり

丹波市国民健康保険税条例（平成17年丹波市条例第48号）新旧対照表

現行	改正後（案）
○丹波市国民健康保険税条例 平成17年6月3日 条例第48号 最終改正 令和6年5月28日条例第21号 （国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額） 第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の7.26</u>を乗じて算定する。 2 前項の場合における法第314条の2第1項に規定する総所得金額又は山林所得金額を算定する場合においては、法第313条第9項中雑損失の金額に係る部分の規定を適用しないものとする。 （国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額） 第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>28,200円</u>とする。 （国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額） 第6条 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.48</u>を乗じて算定する。 （国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額） 第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>9,500円</u>とする。 （国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額） 第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 （1） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>6,900円</u> （2） 特定世帯 <u>3,450円</u> （3） 特定継続世帯 <u>5,175円</u> （介護納付金課税被保険者に係る所得割額） 第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.52</u>を乗じて算定する。 （介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額） 第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>12,300円</u>とす	○丹波市国民健康保険税条例 平成17年6月3日 条例第48号 最終改正 令和6年5月28日条例第21号 （国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額） 第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の7.31</u>を乗じて算定する。 2 前項の場合における法第314条の2第1項に規定する総所得金額又は山林所得金額を算定する場合においては、法第313条第9項中雑損失の金額に係る部分の規定を適用しないものとする。 （国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額） 第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>29,500円</u>とする。 （国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額） 第6条 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.66</u>を乗じて算定する。 （国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額） 第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>10,600円</u>とする。 （国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額） 第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 （1） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>7,400円</u> （2） 特定世帯 <u>3,700円</u> （3） 特定継続世帯 <u>5,550円</u> （介護納付金課税被保険者に係る所得割額） 第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.55</u>を乗じて算定する。 （介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額） 第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>12,700円</u>とす

る。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)
第9条の3 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について6,300円とする。

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が施行令第56条の88の2第1項に規定する額を超える場合には、同項に規定する額)、第2条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が施行令第56条の88の2第2項に規定する額を超える場合には、同項に規定する額)並びに第2条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が施行令第56条の88の2第3項に規定する額を超える場合には、同項に規定する額)の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。))の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。))の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。))が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。))1人について19,740円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯

る。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)
第9条の3 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について6,400円とする。

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が施行令第56条の88の2第1項に規定する額を超える場合には、同項に規定する額)、第2条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が施行令第56条の88の2第2項に規定する額を超える場合には、同項に規定する額)並びに第2条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が施行令第56条の88の2第3項に規定する額を超える場合には、同項に規定する額)の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。))の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。))の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。))が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。))1人について20,650円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯

14,420円

(イ) 特定世帯 7,210円

(ウ) 特定継続世帯 10,815円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者
支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険
者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)
1人について6,650円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者
支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げ
る世帯区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯
4,830円

(イ) 特定世帯 2,415円

(ウ) 特定継続世帯 3,623円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均
等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2
項に規定する世帯主を除く。)1人について8,
610円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等
割額 1世帯について4,410円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額
及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務
者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保
険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者
等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該
給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を
乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び
特定同一世帯所属者1人につき29万5,000円を加
算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前
号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均
等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世
帯主を除く。)1人について14,100円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等
割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ
に定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯
10,300円

(イ) 特定世帯 5,150円

(ウ) 特定継続世帯 7,725円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者
支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険
者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)
1人について4,750円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者
支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げ
る世帯区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯
3,450円

(イ) 特定世帯 1,725円

14,420円

(イ) 特定世帯 7,210円

(ウ) 特定継続世帯 10,815円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者
支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険
者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)
1人について7,420円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者
支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げ
る世帯区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯
5,180円

(イ) 特定世帯 2,590円

(ウ) 特定継続世帯 3,885円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均
等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2
項に規定する世帯主を除く。)1人について8,
890円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等
割額 1世帯について4,480円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額
及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務
者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保
険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者
等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該
給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を
乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び
特定同一世帯所属者1人につき29万5,000円を加
算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前
号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均
等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世
帯主を除く。)1人について14,750円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等
割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ
に定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯
10,300円

(イ) 特定世帯 5,150円

(ウ) 特定継続世帯 7,725円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者
支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険
者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)
1人について5,300円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者
支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げ
る世帯区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯
3,700円

(イ) 特定世帯 1,850円

(ウ) 特定継続世帯 2,588円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について6,150円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について3,150円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき54万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について5,640円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,120円

(イ) 特定世帯 2,060円

(ウ) 特定継続世帯 3,090円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について1,900円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,380円

(イ) 特定世帯 690円

(ウ) 特定継続世帯 1,035円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について2,460円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について1,260円

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減

(ウ) 特定継続世帯 2,775円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について6,350円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について3,200円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき54万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について5,900円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,120円

(イ) 特定世帯 2,060円

(ウ) 特定継続世帯 3,090円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について2,120円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,480円

(イ) 特定世帯 740円

(ウ) 特定継続世帯 1,110円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について2,540円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について1,280円

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減

額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

- (1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 4,230円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 7,050円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 11,280円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 14,100円

- (2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,425円

イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 2,375円

ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 3,800円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 4,750円

- 3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者(以下「出産被保険者」という。)が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

- (1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日(地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。)の属する月(以下「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

- (2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第5条の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとし

額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

- (1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 4,425円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 7,375円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 11,800円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 14,750円

- (2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,590円

イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 2,650円

ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 4,240円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 5,300円

- 3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者(以下「出産被保険者」という。)が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

- (1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日(地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。)の属する月(以下「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

- (2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第5条の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとし

た場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第6条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条の2の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第8条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の2の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

た場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第6条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条の2の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第8条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の2の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

議案第24号

丹波市消防団条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案の趣旨

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成25年法律第110号）第13条の規定に基づき、消防団員の処遇の改善を図るほか、所要の改正を行うため、提案するものである。

2 改正の概要

（１） 団員、班長及び副分団長の階級にある者の年額報酬を引き上げる。

団員 36,500円（現行：14,000円）

班長 37,000円（現行：27,000円）

副分団長 45,500円（現行：42,000円）

※その他の階級については、現行どおり。

（２） 災害、警戒、訓練等の職務に従事する場合において支給する費用弁償を出勤報酬に改め、支給額を引き上げる。

区分		報酬額（日額）
災害に係る活動、行方不明者の捜索	4時間以上	8,000円
	2時間以上4時間未満	4,000円
	2時間未満	2,000円
警戒、訓練等		2,000円

（３） その他字句の修正

3 施行日

令和7年4月1日

4 新旧対照表

別紙のとおり

丹波市消防団条例（平成16年丹波市条例第225号）新旧対照表

現行	改正後（案）
○丹波市消防団条例 平成16年11月1日 条例第225号 最終改正 令和6年12月25日条例第40号 （分限） 第6条 任命権者は、消防団員が次の各号のいずれかに該当する場合においては、これを降任し、又は免職することができる。 （1）勤務成績が良くない場合 （2）心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合 （3）前2号に該当する場合のほか、消防団員に必要な適格性を欠く場合 （4）定数の改廃又は予算の減少により過員を生じた場合 2 消防団員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その身分を失う。 （1）<u>前条第3号を除く各号のいずれかに該当するに至ったとき。</u> （2）市外に転出し、又は転勤したとき。 （服務規律） 第8条 消防団員は、団長の招集によって出動し、職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であっても、<u>水火災その他の災害</u>の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところにしたがい、直ちに出勤し、職務に従事しなければならない。 （報酬） 第12条 <u>消防団員には、別表第1に定める報酬を支給する。</u> 2 <u>報酬の支給方法については、丹波市特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年丹波市条例第41号）の支給の例による。</u> （費用弁償） 第13条 <u>消防団員が水火災、警戒、訓練等の職務に従事する場合においては、別表第2に定める費用弁償を支給する。</u> 2 <u>前項の場合を除き消防団員が公務のため旅行した場合は、それに要する費用の弁償として旅費を支給する。</u> 3 <u>前項の旅費の額及び支給方法については、丹波市職員等の旅費に関する条例（平成16年丹波市条例第</u>	○丹波市消防団条例 平成16年11月1日 条例第225号 最終改正 令和6年12月25日条例第40号 （分限） 第6条 任命権者は、消防団員が次の各号のいずれかに該当する場合においては、これを降任し、又は免職することができる。 （1）勤務成績が良くない場合 （2）心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合 （3）前2号に該当する場合のほか、消防団員に必要な適格性を欠く場合 （4）定数の改廃又は予算の減少により過員を生じた場合 2 消防団員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その身分を失う。 （1）<u>前条第1号又は第2号</u>に該当するに至ったとき。 （2）市外に転出し、又は転勤したとき。 （服務規律） 第8条 消防団員は、団長の招集によって出動し、職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であっても、<u>災害（水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。）</u>の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い、直ちに出勤し、職務に従事しなければならない。 （報酬） 第12条 <u>消防団員の報酬は、年額報酬及び出動報酬とする。</u> 2 <u>消防団員には、別表第1に定める年額報酬を支給する。</u> 3 <u>消防団員が災害、警戒、訓練等の職務に従事する場合においては、別表第2に定める出動報酬を支給する。</u> 4 <u>報酬の支給方法については、丹波市特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年丹波市条例第41号）の支給の例による。</u> （費用弁償） 第13条 <u>消防団員が公務のため旅行した場合は、それに要する費用の弁償として旅費を支給する。</u> 2 <u>前項の旅費の額及び支給方法については、丹波市職員等の旅費に関する条例（平成16年丹波市条例第</u>

49号) の支給の例による。

別表第 1 (第12条関係)

区分	報酬額 (年)
団長	170,000円
筆頭副団長	150,000円
専任副団長	134,000円
副団長	93,000円
分団長	55,000円
副分団長	42,000円
部長	40,000円
班長	27,000円
団員	14,000円

別表第 2 (第13条関係)

区分	単位	金額	摘要
水火災、警戒又は行方不明者搜索	1 回	2,000円以内	6 時間までを 1 回とし、6 時間を超えるごとに同額を支給する。
訓練等	1 回	1,000円以内	同上

49号) の支給の例による。

別表第 1 (第12条関係)

区分	報酬額 (年額)
団長	170,000円
筆頭副団長	150,000円
専任副団長	134,000円
副団長	93,000円
分団長	55,000円
副分団長	45,500円
部長	40,000円
班長	37,000円
団員	36,500円

別表第 2 (第12条関係)

区分	報酬額 (日額)
災害に係る活動又は行方不明者の搜索	従事時間が 4 時間以上の場合 8,000円
	従事時間が 2 時間以上 4 時間未満の場合 4,000円
	従事時間が 2 時間未満の場合 2,000円
警戒、訓練等	2,000円

備考

- 1 災害に係る活動又は行方不明者の搜索に従事した場合における報酬の額は、1 日当たり 8,000円を限度とする。
- 2 災害に係る活動又は行方不明者の搜索に従事し、かつ、その日数が 2 日にわたる場合の報酬の額は、当該従事した日ごとの時間に応じて算定した額とする。

議案第25号

丹波市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定 について

1 提案の趣旨

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号）の改正に伴い、消防団員に対する損害補償に係る補償基礎額等について、所要の改正を行うため、提案するものである。

2 改正の概要

- （1） 消防団員に対する損害補償に係る補償基礎額及びその加算額を改定する。
- （2） 消防作業従事者等の補償基礎額について、最低額を9,100円から9,700円に、最高額を14,200円から14,500円に引き上げる。
- （3） その他字句の修正

3 施行日

令和7年4月1日

4 新旧対照表

別紙のとおり

丹波市消防団員等公務災害補償条例（平成16年丹波市条例第227号）新旧対照表

現行	改正後（案）
○丹波市消防団員等公務災害補償条例 平成16年11月1日 条例第227号 最終改正 令和6年3月8日条例第8号 （補償基礎額） 第5条 前条に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）は、療養補償及び介護補償を除き、補償基礎額を基礎として行うものとする。 2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによるものとする。 （1） 非常勤消防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日（以下「事故発生日」という。）において当該非常勤消防団員が属していた階級及び当該階級に任命された日からの勤続年数に応じて別表に定める額とする。 （2） 消防法第25条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法第36条第8項において準用する場合を含む。）若しくは第29条第5項（同法第30条の2及び第36条第8項において準用する場合を含む。）の規定により消防作業に従事した者（以下「消防作業従事者」という。）、同法第35条の10第1項の規定により救急業務に協力した者（以下「救急業務協力者」という。）又は水防法第24条の規定により水防に従事した者（以下「水防従事者」という。）が消防作業若しくは水防（以下「消防作業等」という。）に従事し、若しくは救急業務に協力したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>9,100円</u>とする。ただし、その額がその者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>1万4,200円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。 3 次の各号のいずれかに該当する者で非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号又は第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき<u>217円</u>を、第2号に該当する扶養親族については1人に	○丹波市消防団員等公務災害補償条例 平成16年11月1日 条例第227号 最終改正 令和6年3月8日条例第8号 （補償基礎額） 第5条 前条に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）は、療養補償及び介護補償を除き、補償基礎額を基礎として行うものとする。 2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによるものとする。 （1） 非常勤消防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日（以下「事故発生日」という。）において当該非常勤消防団員が属していた階級及び当該階級に任命された日からの勤続年数に応じて別表に定める額とする。 （2） 消防法第25条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法第36条第8項において準用する場合を含む。）若しくは第29条第5項（同法第30条の2及び第36条第8項において準用する場合を含む。）の規定により消防作業に従事した者（以下「消防作業従事者」という。）、同法第35条の10第1項の規定により救急業務に協力した者（以下「救急業務協力者」という。）又は水防法第24条の規定により水防に従事した者（以下「水防従事者」という。）が消防作業若しくは水防（以下「消防作業等」という。）に従事し、若しくは救急業務に協力したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>9,700円</u>とする。ただし、その額がその者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>1万4,500円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。 3 次の各号のいずれかに該当する者で非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号_____に該当する扶養親族については1人につき<u>100円</u>を、第2号に該当する扶養親族については1人に

つき333円

_____を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とするものとする。

- (1) 配偶者(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)
- (2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- (3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- (4) 60歳以上の父母及び祖父母
- (5) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (6) 重度心身障害者

- 4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日以後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下この項において「特定期間」という。)にある子がいる非常勤消防団員等については、前項の規定にかかわらず、167円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもって補償基礎額とするものとする。

別表(第5条関係)

補償基礎額表

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	12,500円	13,350円	14,200円
分団長及び副分団長	10,800円	11,650円	12,500円
部長、班長及び団員	9,100円	9,950円	10,800円

備考

- 1 事故発生日に、当該事故又は疾病が発生したことにより特に上位の階級に任命された非常勤消防団員の階級は、当該事故又は疾病が発生した日の前日においてその者が属していた階級による。
- 2 1の階級における勤務年数を算定する場合においては、当該階級に任命された日以後の期間と当該階級に任命された日前における当該階級と同一の階級又は当該階級より上位の階級に属していた期間とを合算する。

つき383円を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とするものとする。

- (1) 配偶者(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)
- (2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- (3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- (4) 60歳以上の父母及び祖父母
- (5) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (6) 重度心身障害者

- 4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日以後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間_____にある子がいる非常勤消防団員等については、前項の規定にかかわらず、167円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもって補償基礎額とするものとする。

別表(第5条関係)

補償基礎額表

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	12,900円	13,700円	14,500円
分団長及び副分団長	11,300円	12,100円	12,900円
部長、班長及び団員	9,700円	10,500円	11,300円

備考

- 1 事故発生日に、当該事故又は疾病が発生したことにより特に上位の階級に任命された非常勤消防団員の階級は、当該事故又は疾病が発生した日の前日においてその者が属していた階級による。
- 2 1の階級における勤務年数を算定する場合においては、当該階級に任命された日以後の期間と当該階級に任命された日前における当該階級と同一の階級又は当該階級より上位の階級に属していた期間とを合算する。

議案第26号

丹波市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案の趣旨

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令（昭和31年政令第346号）の一部が改正されたことに伴い、消防団員の処遇の改善を図るため、提案するものである。

2 改正の概要

消防団員に支給する退職報償金に係る勤務年数に、新たに「35年以上」の区分を設ける。

3 施行日

令和7年4月1日

4 新旧対照表

別紙のとおり

丹波市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（平成16年丹波市条例第228号）新旧対照表

現行							改正後（案）							
○丹波市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例							○丹波市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例							
平成16年11月 1 日							平成16年11月 1 日							
条例第228号							条例第228号							
最終改正 平成26年 3 月10日 条例第12号							最終改正 平成26年 3 月10日 条例第12号							
別表（第 2 条関係）							別表（第 2 条関係）							
退職報償金支給額表							退職報償金支給額表							
階級	勤務年数						階級	勤務年数						
	5 年以	10年以	15年以	20年以	25年以	30年以		5 年以	10年以	15年以	20年以	25年以	30年以	35年以
	上10年	上15年	上20年	上25年	上30年	上		上10年	上15年	上20年	上25年	上30年	上35年	上
	未満	未満	未満	未満	未満			未満	未満	未満	未満	未満	未満	
	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円	円
団長	239,000	344,000	459,000	594,000	779,000	979,000	団長	239,000	344,000	459,000	594,000	779,000	979,000	1,079,000
副団長	229,000	329,000	429,000	534,000	709,000	909,000	副団長	229,000	329,000	429,000	534,000	709,000	909,000	1,009,000
分団長	219,000	318,000	413,000	513,000	659,000	849,000	分団長	219,000	318,000	413,000	513,000	659,000	849,000	949,000
副分団長	214,000	303,000	388,000	478,000	624,000	809,000	副分団長	214,000	303,000	388,000	478,000	624,000	809,000	909,000
部長及び班長	204,000	283,000	358,000	438,000	564,000	734,000	部長及び班長	204,000	283,000	358,000	438,000	564,000	734,000	834,000
団員	200,000	264,000	334,000	409,000	519,000	689,000	団員	200,000	264,000	334,000	409,000	519,000	689,000	789,000

議案第27号

丹波市立子育て学習センター条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案の趣旨

丹波市立子育て学習センターに配置する子育て指導員について、社会的環境の変化に応じるとともに、利用者の視点に立った職名に改め、もって利用乳幼児及びその保護者の交流並びに子育てに関する相談、情報提供等の機会を促進するため、提案するものである。

2 改正の概要

センターに配置する職員の職名を「子育て相談員」に変更し、その他必要な職員を置く規定を削除する。

3 施行日

令和7年4月1日

4 新旧対照表

別紙のとおり

丹波市立子育て学習センター条例（平成16年丹波市条例第90号）新旧対照表

現行	改正後（案）
○丹波市立子育て学習センター条例 平成16年11月 1 日 条例第90号 最終改正 令和元年12月24日条例第21号 （職員） 第4条 センターに<u>子育て指導員その他必要な職員</u>を置く。	○丹波市立子育て学習センター条例 平成16年11月 1 日 条例第90号 最終改正 令和元年12月24日条例第21号 （職員） 第4条 センターに<u>子育て相談員</u>を置く。

議案第28号

丹波市こどもの権利に関する条例の制定について

1 提案の趣旨

全てのこどもが生まれながらに持っている権利の内容を明らかにするとともに、こどもが健やかに自分らしく成長し、将来にわたり身体的、精神的及び社会的に幸せな状態で生活を送ることができる社会を実現するため、提案するものである。

2 条例の概要

(1) 基本理念（第3条関係）

- ア こどもが権利の主体として尊重されること。
- イ こどもの最善の利益が優先されること。
- ウ こどもの年齢及び成長に配慮されること。
- エ こどもがあらゆる差別をされないこと。

(2) こどもの権利（第4条～第7条関係）

こどもが保障されるべき基本的な権利として、「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」及び「参加する権利」に関する規定を定める。

(3) 保護者等の役割等（第8条～第11条関係）

こどもの権利を保障するため、保護者、学校等、市民及び市の役割等を定める。

(4) 丹波市こどもの権利擁護委員会（第12条～第17条関係）

こどもの権利の侵害を防止し、及び救済するため、丹波市こどもの権利擁護委員会を設置する。

3 施行日

令和7年4月1日

※準備行為に関する規定は、公布の日

4 附則により改正する条例

丹波市特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年丹波市条例第41号）

5 新旧対照表

別紙のとおり

丹波市特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年丹波市条例第41号）新旧対照表

現行				改正後（案）			
○丹波市特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例 平成16年11月1日 条例第41号 最終改正 令和6年12月25日条例第45号 別表（第2条関係） 特別職に属する非常勤の職員の報酬額				○丹波市特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例 平成16年11月1日 条例第41号 最終改正 令和6年12月25日条例第45号 別表（第2条関係） 特別職に属する非常勤の職員の報酬額			
職の区分		報酬額		職の区分		報酬額	
		支払区分	金額（円）			支払区分	金額（円）
《省略》				《省略》			
障がい者施策推進協議会委員	大学教授、准教授	1回	20,000	障がい者施策推進協議会委員	大学教授、准教授	1回	20,000
	上記以外	日額	7,000		上記以外	日額	7,000
				こどもの権利擁護委員	弁護士、大学教授、准教授	1回	20,000
				上記以外	上記以外	日額	7,000
国民健康保険運営協議会委員		日額	7,000	国民健康保険運営協議会委員		日額	7,000
介護保険事業運営協議会委員		日額	7,000	介護保険事業運営協議会委員		日額	7,000
児童館運営委員会委員		日額	7,000	児童館運営委員会委員		日額	7,000
予防接種健康被害調査委員会委員		1回	30,000	予防接種健康被害調査委員会委員		1回	30,000
休日応急診療所管理医師		年額	450,000	休日応急診療所管理医師		年額	450,000
休日応急診療所診療医		日額	80,000 ただし、4月28日から5月6日まで及び12月30日から翌年1月4日までについては 110,000	休日応急診療所診療医		日額	80,000 ただし、4月28日から5月6日まで及び12月30日から翌年1月4日までについては 110,000
休日応急診療所運営委員会委員	医師	1回	30,000	休日応急診療所運営委員会委員	医師	1回	30,000
	上記以外	日額	7,000		上記以外	日額	7,000
介護認定審査委員	医師	1回	30,000	介護認定審査委員	医師	1回	30,000
	上記以外	日額	12,500		上記以外	日額	12,500
障害支援区分認定審査会委員	医師	1回	30,000	障害支援区分認定審査会委員	医師	1回	30,000
	上記以外	1回	12,500		上記以外	1回	12,500
手話施策推進協議会委員		日額	7,000	手話施策推進協議会委員		日額	7,000
《省略》				《省略》			
備考 勤務が半日の場合における日額報酬は、2分の1の額とする。				備考 勤務が半日の場合における日額報酬は、2分の1の額とする。			

議案第29号

丹波市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める 条例の制定について

1 提案の趣旨

児童福祉法（昭和22年法律第164号）の一部が改正されたことに伴い、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるため、提案するものである。

2 条例の概要

（１） 乳児等通園支援事業の区分（第21条関係）

ア 一般型乳児等通園支援事業

※次のイ以外の乳児等通園支援事業

イ 余裕活用型乳児等通園支援事業

※認定こども園、家庭的保育事業所等において、利用児童数が定員に達していない場合に、定員の範囲内で実施する乳児等通園支援事業

（２） 設備及び職員の基準（第22条、第23条、第26条関係）

ア 一般型乳児等通園支援事業

項目		基準
設備		0～1歳の乳幼児 乳児室（1.65㎡／人）又はほふく室（3.3㎡／人）及び便所
		2歳の幼児 乳児等通園支援室又は遊戯室（1.98㎡／人）及び便所
職員	資格	保育士及び一定の研修を修了した者
	員数	乳児3人につき1人、1～2歳の幼児6人につき1人 ※1施設当たり2人以上 ※従事者のうち、2分の1以上は保育士

イ 余裕活用型乳児等通園支援事業

項目		基準
設備、職員		各施設又は事業の基準による

3 施行日

令和7年4月1日

議案第30号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための
関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する
条例の制定について

1 提案の趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和6年法律第53号）の施行に伴い、関係条例の規定を整備する必要があるため、提案するものである。

2 改正の概要

管理栄養士試験の受験資格の見直しに伴い、栄養士の配置等を求める基準を緩和する。

3 改正する条例

- （1） 丹波市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年丹波市条例第13号）
- （2） 丹波市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年丹波市条例第45号）

4 施行日

令和7年4月1日

5 新旧対照表

別紙のとおり

丹波市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
(平成25年丹波市条例第13号) 新旧対照表

現行	改正後（案）
○丹波市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 平成25年3月8日 条例第13号 最終改正 令和6年3月8日条例第10号 (従業者の員数) 第151条 指定地域密着型介護老人福祉施設に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定地域密着型介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第4号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。 (1) 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数 (2) 生活相談員 1以上 (3) 介護職員又は看護師若しくは准看護師(以下この章において「看護職員」という。) ア 介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算方法で、入所者の数が3又はその端数を増すごとに1以上とすること。 イ 看護職員の数は、1以上とすること。 (4) 栄養士又は管理栄養士 1以上 (5) 機能訓練指導員 1以上 (6) 介護支援専門員 1以上 2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。 3 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。 4 第1項第1号の規定にかかわらず、サテライト型居住施設(当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設(サテライト型居住施設である指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。以下第8項第1号及び第17項、次条第1項第6号並びに第180条第1項第3号において同じ。)、介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの(以下この章において「本体施設」という。))との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型介護老人福祉施設	○丹波市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 平成25年3月8日 条例第13号 最終改正 令和6年3月8日条例第10号 (従業者の員数) 第151条 指定地域密着型介護老人福祉施設に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定地域密着型介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第4号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。 (1) 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数 (2) 生活相談員 1以上 (3) 介護職員又は看護師若しくは准看護師(以下この章において「看護職員」という。) ア 介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算方法で、入所者の数が3又はその端数を増すごとに1以上とすること。 イ 看護職員の数は、1以上とすること。 (4) 栄養士又は管理栄養士 1以上 (5) 機能訓練指導員 1以上 (6) 介護支援専門員 1以上 2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。 3 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。 4 第1項第1号の規定にかかわらず、サテライト型居住施設(当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設(サテライト型居住施設である指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。以下第8項第1号及び第17項、次条第1項第6号並びに第180条第1項第3号において同じ。))、介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの(以下この章において「本体施設」という。))との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型介護老人福祉施設

をいう。以下同じ。)の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型居住施設の入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

5 第1項第2号の生活相談員は、常勤の者でなければならない。ただし、サテライト型居住施設にあっては、常勤換算方法で1以上とする。

6 第1項第3号の介護職員のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。

7 第1項第3号の看護職員のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、サテライト型居住施設にあっては、常勤換算方法で1以上とする。

8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(1) 指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設 生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員

(2) 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士若しくは管理栄養士、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は介護支援専門員

(3) 病院 栄養士又は管理栄養士（病床数100以上の病院の場合に限る。）

(4) 介護医療院 栄養士若しくは管理栄養士又は介護支援専門員

9 第1項第5号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う能力を有すると認められる者でなければならない。

10 第1項第5号の機能訓練指導員は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の他の職務に従事することができる。

11 第1項第6号の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の他の職務に従事することができる。

12 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定短期入所生活介護事業所又は指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）第129条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該指定

をいう。以下同じ。)の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型居住施設の入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

5 第1項第2号の生活相談員は、常勤の者でなければならない。ただし、サテライト型居住施設にあっては、常勤換算方法で1以上とする。

6 第1項第3号の介護職員のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。

7 第1項第3号の看護職員のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、サテライト型居住施設にあっては、常勤換算方法で1以上とする。

8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(1) 指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設 生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員

(2) 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士若しくは管理栄養士、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は介護支援専門員

(3) 病院 栄養士又は管理栄養士（病床数100以上の病院の場合に限る。）

(4) 介護医療院 栄養士若しくは管理栄養士又は介護支援専門員

9 第1項第5号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う能力を有すると認められる者でなければならない。

10 第1項第5号の機能訓練指導員は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の他の職務に従事することができる。

11 第1項第6号の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の他の職務に従事することができる。

12 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定短期入所生活介護事業所又は指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）第129条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該指定

短期入所生活介護事業所等の医師については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

- 13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。）、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型通所介護事業所又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準等条例第5条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。
- 14 指定地域密着型介護老人福祉施設に併設される指定短期入所生活介護事業所等の入所定員は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員と同数を上限とする。
- 15 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が併設される場合においては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の介護支援専門員については、当該併設される指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員により当該指定地域密着型介護老人福祉施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。
- 16 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定地域密着型介護予防サービス基準等条例第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設が前各項に定める人員に関する基準を満たす従業者を置くほか、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に第82条若しくは第191条又は指定地域密着型介護予防サービス基準等条例第44条に定める人員に関する基準を満たす従業者が置かれているときは、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の職務に従事することができる。
- 17 第1項第1号の医師及び同項第6号の介護支援専門員の数は、サテライト型居住施設の本体施設である指定地域密着型介護老人福祉施設であって、当該サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門

短期入所生活介護事業所等の医師については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

- 13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。）、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型通所介護事業所又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準等条例第5条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。
- 14 指定地域密着型介護老人福祉施設に併設される指定短期入所生活介護事業所等の入所定員は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員と同数を上限とする。
- 15 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が併設される場合においては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の介護支援専門員については、当該併設される指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員により当該指定地域密着型介護老人福祉施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。
- 16 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定地域密着型介護予防サービス基準等条例第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設が前各項に定める人員に関する基準を満たす従業者を置くほか、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に第82条若しくは第191条又は指定地域密着型介護予防サービス基準等条例第44条に定める人員に関する基準を満たす従業者が置かれているときは、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の職務に従事することができる。
- 17 第1項第1号の医師及び同項第6号の介護支援専門員の数は、サテライト型居住施設の本体施設である指定地域密着型介護老人福祉施設であって、当該サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門

員を置かない場合にあつては、指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。この場合にあつて、介護支援専門員の数、同号の規定にかかわらず、1以上(入所者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。)とする。

員を置かない場合にあつては、指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。この場合にあつて、介護支援専門員の数、同号の規定にかかわらず、1以上(入所者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。)とする。

第2条関係

丹波市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年丹波市条例第45号）新旧対照表

現行	改正後（案）
○丹波市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 平成26年10月17日 条例第45号 最終改正 令和6年3月8日条例第13号 (食事の提供の特例) 第17条 次の各号に掲げる要件を満たす事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し、事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。 (1) 利用乳幼児に対する食事の提供の責任が当該事業者等にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。 (2) 当該事業所等又はその他の施設、県、市等の栄養士_____により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士_____による必要な配慮が行われること。 (3) 調理業務の受託者を、当該事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。 (4) 利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。 (5) 食を通じた利用乳幼児の健全育成を図る観点から、利用乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。	○丹波市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 平成26年10月17日 条例第45号 最終改正 令和6年3月8日条例第13号 (食事の提供の特例) 第17条 次の各号に掲げる要件を満たす事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し、事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。 (1) 利用乳幼児に対する食事の提供の責任が当該事業者等にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。 (2) 当該事業所等又はその他の施設、県、市等の栄養士又は管理栄養士_____により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士又は管理栄養士_____による必要な配慮が行われること。 (3) 調理業務の受託者を、当該事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。 (4) 利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。 (5) 食を通じた利用乳幼児の健全育成を図る観点から、利用乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

2 前項に規定する搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。 (1) 連携施設 (2) 当該事業者等と同一の法人又は関連法人が運営する小規模保育事業(法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業をいう。以下同じ。)若しくは事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等 (3) 学校給食法(昭和29年法律第160号)第3条第2項に規定する義務教育諸学校又は同法第6条に規定する共同調理場(事業者等が前2号に掲げる搬入施設の確保が著しく困難であると市長が認めるものにおいて家庭的保育事業等を行う場合に限る。)	2 前項に規定する搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。 (1) 連携施設 (2) 当該事業者等と同一の法人又は関連法人が運営する小規模保育事業(法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業をいう。以下同じ。)若しくは事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等 (3) 学校給食法(昭和29年法律第160号)第3条第2項に規定する義務教育諸学校又は同法第6条に規定する共同調理場(事業者等が前2号に掲げる搬入施設の確保が著しく困難であると市長が認めるものにおいて家庭的保育事業等を行う場合に限る。)
---	---

議案第31号

丹波市立ゆりやまスカイパーク条例を廃止する条例の制定について

1 提案の趣旨

丹波市立ゆりやまスカイパークは、住民の福祉の向上、観光振興、都市と農村の交流活動等地域活性化の拠点として利活用されてきた。

しかしながら、利用者数が年々減少しているとともに、建設から30年以上が経過し老朽化が進んでいることなどを総合的に勘案し、公の施設としての役割を果たしたものと判断するため、提案するものである。

2 施行日

令和7年4月1日

議案第33号

丹波市立新道貝農村公園の廃止について

1 提案の趣旨

丹波市立新道貝農村公園は、農業集落における生活環境と農業生産基盤の整備を一体的に行うことを目的とした農村総合整備モデル事業により昭和51年に整備され、長年にわたり地域の憩いの場として利用されてきた。

このたび、当該公園の実質的な利用が地元自治会の住民に限られていることから、新道貝区に無償譲渡するため、丹波市議会の議決を経なければならない重要な公の施設の利用等に関する条例（平成16年丹波市条例第59号）第3条の規定により、提案するものである。

2 施設名 丹波市立新道貝農村公園

3 所在地 丹波市市島町中竹田6427番地 1

4 用 途 その他公園

5 廃止年月日 令和7年4月1日

【丹波市議会の議決を経なければならない重要な公の施設の利用等に関する条例 抜粋】

（議会の特別議決を経なければならない特に重要な公の施設の廃止及び利用）

第3条 法第244条の2第2項の規定により議会において出席議員の3分の2以上の者の同意を得なければならない公の施設の廃止及び利用とは、別記に掲げる公の施設につきこれを廃止し、又は5年以上の期間で、かつ、設置の目的を阻害する独占的な利用をさせる場合とする。

別記（第2条、第3条関係）

（1）～（11） 略

（12） その他公園

（13）～（18） 略



名称：丹波市立新道貝農村公園
位置：丹波市市島町中竹田6427番地 1

議案第34号

丹波市立公園条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案の趣旨

丹波市立新道貝農村公園を廃止し、地元自治会に無償譲渡することに伴い、所要の改正を行うため、提案するものである。

2 改正の概要

別表の新道貝農村公園を削除する。

3 施行日

令和7年4月1日

4 新旧対照表

別紙のとおり

丹波市立公園条例（平成16年丹波市条例第203号）新旧対照表

現行	改正後（案）																																																																
○丹波市立公園条例 平成16年11月 1 日 条例第203号 最終改正 平成30年 9 月28日条例第52号 別表（第 2 条関係） <table> <tr> <th>名称</th><th>所在地</th></tr> <tr> <td>鐘ヶ坂公園</td><td>丹波市柏原町上小倉1183番地</td></tr> <tr> <td>やぐら公園</td><td>丹波市柏原町柏原112番地</td></tr> <tr> <td>田ステ女公園</td><td>丹波市柏原町柏原3519番地</td></tr> <tr> <td>柏原町 けやき 公園</td><td>丹波市柏原町柏原1171番地 2</td></tr> <tr> <td>氷上工業団地第 2 公園</td><td>丹波市氷上町石生2039番地14</td></tr> <tr> <td>大師野公園</td><td>丹波市青垣町小倉66番地15</td></tr> <tr> <td>長谷大池展望台</td><td>丹波市春日町国領2307番地 2</td></tr> <tr> <td>山南町緑化公園</td><td>丹波市山南町野坂176番地 3</td></tr> <tr> <td>新道貝農村公園</td><td>丹波市市島町中竹田6427番地 1</td></tr> <tr> <td>三ッ塚児童公園</td><td>丹波市市島町上垣153番地</td></tr> <tr> <td>竹田川桜つつみ右岸公園</td><td>丹波市市島町上田971番地</td></tr> <tr> <td>竹田川桜つつみ左岸公園</td><td>丹波市市島町上垣1096番地 5</td></tr> <tr> <td>石田太鼓やぐら公園</td><td>丹波市柏原町柏原142番地</td></tr> <tr> <td>大手通り公園</td><td>丹波市柏原町柏原516番地 2</td></tr> <tr> <td>ハートタウン石生公園</td><td>丹波市氷上町石生2703番地</td></tr> </table>	名称	所在地	鐘ヶ坂公園	丹波市柏原町上小倉1183番地	やぐら公園	丹波市柏原町柏原112番地	田ステ女公園	丹波市柏原町柏原3519番地	柏原町 けやき 公園	丹波市柏原町柏原1171番地 2	氷上工業団地第 2 公園	丹波市氷上町石生2039番地14	大師野公園	丹波市青垣町小倉66番地15	長谷大池展望台	丹波市春日町国領2307番地 2	山南町緑化公園	丹波市山南町野坂176番地 3	新道貝農村公園	丹波市市島町中竹田6427番地 1	三ッ塚児童公園	丹波市市島町上垣153番地	竹田川桜つつみ右岸公園	丹波市市島町上田971番地	竹田川桜つつみ左岸公園	丹波市市島町上垣1096番地 5	石田太鼓やぐら公園	丹波市柏原町柏原142番地	大手通り公園	丹波市柏原町柏原516番地 2	ハートタウン石生公園	丹波市氷上町石生2703番地	○丹波市立公園条例 平成16年11月 1 日 条例第203号 最終改正 平成30年 9 月28日条例第52号 別表（第 2 条関係） <table> <tr> <th>名称</th><th>所在地</th></tr> <tr> <td>鐘ヶ坂公園</td><td>丹波市柏原町上小倉1183番地</td></tr> <tr> <td>やぐら公園</td><td>丹波市柏原町柏原112番地</td></tr> <tr> <td>田ステ女公園</td><td>丹波市柏原町柏原3519番地</td></tr> <tr> <td>柏原町 けやき 公園</td><td>丹波市柏原町柏原1171番地 2</td></tr> <tr> <td>氷上工業団地第 2 公園</td><td>丹波市氷上町石生2039番地14</td></tr> <tr> <td>大師野公園</td><td>丹波市青垣町小倉66番地15</td></tr> <tr> <td>長谷大池展望台</td><td>丹波市春日町国領2307番地 2</td></tr> <tr> <td>山南町緑化公園</td><td>丹波市山南町野坂176番地 3</td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> <tr> <td>三ッ塚児童公園</td><td>丹波市市島町上垣153番地</td></tr> <tr> <td>竹田川桜つつみ右岸公園</td><td>丹波市市島町上田971番地</td></tr> <tr> <td>竹田川桜つつみ左岸公園</td><td>丹波市市島町上垣1096番地 5</td></tr> <tr> <td>石田太鼓やぐら公園</td><td>丹波市柏原町柏原142番地</td></tr> <tr> <td>大手通り公園</td><td>丹波市柏原町柏原516番地 2</td></tr> <tr> <td>ハートタウン石生公園</td><td>丹波市氷上町石生2703番地</td></tr> </table>	名称	所在地	鐘ヶ坂公園	丹波市柏原町上小倉1183番地	やぐら公園	丹波市柏原町柏原112番地	田ステ女公園	丹波市柏原町柏原3519番地	柏原町 けやき 公園	丹波市柏原町柏原1171番地 2	氷上工業団地第 2 公園	丹波市氷上町石生2039番地14	大師野公園	丹波市青垣町小倉66番地15	長谷大池展望台	丹波市春日町国領2307番地 2	山南町緑化公園	丹波市山南町野坂176番地 3			三ッ塚児童公園	丹波市市島町上垣153番地	竹田川桜つつみ右岸公園	丹波市市島町上田971番地	竹田川桜つつみ左岸公園	丹波市市島町上垣1096番地 5	石田太鼓やぐら公園	丹波市柏原町柏原142番地	大手通り公園	丹波市柏原町柏原516番地 2	ハートタウン石生公園	丹波市氷上町石生2703番地
名称	所在地																																																																
鐘ヶ坂公園	丹波市柏原町上小倉1183番地																																																																
やぐら公園	丹波市柏原町柏原112番地																																																																
田ステ女公園	丹波市柏原町柏原3519番地																																																																
柏原町 けやき 公園	丹波市柏原町柏原1171番地 2																																																																
氷上工業団地第 2 公園	丹波市氷上町石生2039番地14																																																																
大師野公園	丹波市青垣町小倉66番地15																																																																
長谷大池展望台	丹波市春日町国領2307番地 2																																																																
山南町緑化公園	丹波市山南町野坂176番地 3																																																																
新道貝農村公園	丹波市市島町中竹田6427番地 1																																																																
三ッ塚児童公園	丹波市市島町上垣153番地																																																																
竹田川桜つつみ右岸公園	丹波市市島町上田971番地																																																																
竹田川桜つつみ左岸公園	丹波市市島町上垣1096番地 5																																																																
石田太鼓やぐら公園	丹波市柏原町柏原142番地																																																																
大手通り公園	丹波市柏原町柏原516番地 2																																																																
ハートタウン石生公園	丹波市氷上町石生2703番地																																																																
名称	所在地																																																																
鐘ヶ坂公園	丹波市柏原町上小倉1183番地																																																																
やぐら公園	丹波市柏原町柏原112番地																																																																
田ステ女公園	丹波市柏原町柏原3519番地																																																																
柏原町 けやき 公園	丹波市柏原町柏原1171番地 2																																																																
氷上工業団地第 2 公園	丹波市氷上町石生2039番地14																																																																
大師野公園	丹波市青垣町小倉66番地15																																																																
長谷大池展望台	丹波市春日町国領2307番地 2																																																																
山南町緑化公園	丹波市山南町野坂176番地 3																																																																
三ッ塚児童公園	丹波市市島町上垣153番地																																																																
竹田川桜つつみ右岸公園	丹波市市島町上田971番地																																																																
竹田川桜つつみ左岸公園	丹波市市島町上垣1096番地 5																																																																
石田太鼓やぐら公園	丹波市柏原町柏原142番地																																																																
大手通り公園	丹波市柏原町柏原516番地 2																																																																
ハートタウン石生公園	丹波市氷上町石生2703番地																																																																

議案第35号

丹波市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案の趣旨

水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）の一部が改正されたことに伴い、条例の規定を整理する必要があるため、提案するものである。

2 改正の概要

建設業法施行令（昭和31年政令第273号）の条ずれに伴う改正

3 施行日

公布の日

4 新旧対照表

別紙のとおり

丹波市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を
改正する条例（令和6年丹波市条例第48号）新旧対照表

現行	改正後（案）
○丹波市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例 令和6年12月25日 条例第48号 第3条及び第4条を次のように改める。 （布設工事監督者の資格） 第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。 （1） 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）又は旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学において土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 （2） 学校教育法による大学又は旧大学令による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 （3） 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校（次号において「短期大学等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。次号において同じ。）、2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 （4） 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 （5） 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校（次号において「高等学校等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 （6） 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 （7） 5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 （8） 第1号又は第2号の卒業生であって、学校教育法に基づく大学院研究科において1年以上衛	○丹波市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例 令和6年12月25日 条例第48号 第3条及び第4条を次のように改める。 （布設工事監督者の資格） 第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。 （1） 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）又は旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学において土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 （2） 学校教育法による大学又は旧大学令による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 （3） 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校（次号において「短期大学等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。次号において同じ。）、2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 （4） 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 （5） 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校（次号において「高等学校等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 （6） 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 （7） 5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 （8） 第1号又は第2号の卒業生であって、学校教育法に基づく大学院研究科において1年以上衛

生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業生にあっては1年以上、第2号の卒業生にあっては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(9) 外国の学校において、第1号から第6号までに規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(10) 技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。)であって、6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(11) 建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(水道技術管理者の資格)

第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。

(1) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)、同条第1号に規定する学校を卒業した者については1年6月以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)については2年6月以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(2) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程(土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。)を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)、同条第1号に規定する学校を卒業した者については2年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)については3年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) 5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業生にあっては1年以上、第2号の卒業生にあっては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(9) 外国の学校において、第1号から第6号までに規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(10) 技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。)であって、6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(11) 建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(水道技術管理者の資格)

第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。

(1) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)、同条第1号に規定する学校を卒業した者については1年6月以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)については2年6月以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(2) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程(土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。)を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)、同条第1号に規定する学校を卒業した者については2年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)については3年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) 5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

- (4) 前条第1号、第3号及び第5号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する課程並びにこれらに相当する課程以外の課程を修めて卒業した(当該課程を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程(以下この号において「専門職大学前期課程」という。)を修了した場合を含む。)後、同条第1号に規定する学校の卒業者については2年6月以上、同条第3号に規定する学校の卒業者(専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。)については3年6月以上、同条第5号に規定する学校の卒業者については4年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程又は前号に規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者
- (7) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。)であって、6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (8) 建設業法施行令第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

- (4) 前条第1号、第3号及び第5号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する課程並びにこれらに相当する課程以外の課程を修めて卒業した(当該課程を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程(以下この号において「専門職大学前期課程」という。)を修了した場合を含む。)後、同条第1号に規定する学校の卒業者については2年6月以上、同条第3号に規定する学校の卒業者(専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。)については3年6月以上、同条第5号に規定する学校の卒業者については4年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程又は前号に規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者
- (7) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。)であって、6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (8) 建設業法施行令第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

議案第36号

物品購入契約の締結について

1 提案の趣旨

次のとおり物品購入契約を締結することについて、丹波市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年丹波市条例第50号）第3条の規定により、提案するものである。

2 物 品 名 G I G Aスクールタブレット端末購入

3 物品概要 タブレット端末 5,127台

4 納入期限 令和7年12月12日

5 契約金額 281,985,000円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 25,635,000円）

6 契約の相手方 名 称 日本電通 株式会社 神戸支店
 代表者 支店長 辻田 康秀
 所在地 兵庫県尼崎市下坂部三丁目4番30号 エクシオグループ(株)兵庫総合技術センタ内

【丹波市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 抜粋】

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、その面積が1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

会 社 概 要

項 目	内 容
会 社 名	日本電通 株式会社
代 表 者 名	代表取締役 川副 和宏
本 社 住 所	大阪府大阪市港区磯路二丁目21番 1 号
営 業 年 数	77年
許 可 区 分	
資 本 金	1, 493, 931千円
実績高（2 年平均）	2, 722, 300千円
従 業 員 数	422人
契約担当支店営業所等	神戸支店

受 注 実 績

（単位：千円）

発注者	元/下	件 名	受注金額	納 期
葛城市	元	教育用パソコン等更改事業	101, 800	令和 5 年 8 月
羽曳野市	元	小中義務教育学校コンピューター機器等一式	54, 949	令和 5 年 8 月
明石市	元	i P a d（本体・キーボード、フィルム、ソフト）	30, 576	令和 5 年11月
高砂市	元	グループウェア端末機器等調達	33, 930	令和 6 年10月
たつの市	元	校務系パソコン	17, 397	令和 6 年11月

見 積 及 び 契 約 状 況 (物 品)

物 品 番 号	丹教学校物第19号
物 品 名	GIGAスクールタブレット端末購入
納 入 場 所	市内各小・中学校、丹波市教育委員会事務局
契 約 の 種 類	随意契約
(仮)契約年月日	令和7年2月12日
随 意 契 約 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
予 定 価 格	256,350,000 円(税抜)
物 品 概 要	タブレット端末 5,127台

見 積 業 者 名	第 1 回 見 積 額 金	再 度 見 積 額 金	備 考
日本電通 株式会社 神戸支店	256,350,000円		決 定

契 約 者 名	日本電通 株式会社 神戸支店
契 約 者 所 在 地	兵庫県尼崎市下坂部三丁目4番30号 エクシオグループ(株)兵庫総合技術センタ内
契 約 金 額	281,985,000円 (うち消費税相当額 25,635,000円)

議案第37号

丹波市立丹波竜化石工房条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案の趣旨

施設の拡充工事に伴い、従来の丹波竜に関する情報発信や展示、体験学習等の機能に加え、新たに地域の地質と化石を用いた教育普及活動を展開していくことから、施設の名称を変更し、及び入館料を見直すため、提案するものである。

2 改正の概要

(1) 施設の名称を丹波市立たんば恐竜博物館に変更する。

(2) 入館料の規定を見直す。

大人（高校生以上） ※小中学生については、現行どおり。

個人 300円（現行：210円）

団体 150円（現行：100円）

特別展

1,500円の範囲内で市長が定める額

3 施行日

令和7年7月1日

4 新旧対照表

別紙のとおり

丹波市立丹波竜化石工房条例（平成22年丹波市条例第30号）新旧対照表

現行	改正後（案）								
○丹波市立丹波竜化石工房条例 平成22年 9 月29日 条例第30号 改正 平成31年 3 月 7 日 条例第20号 <u>丹波市立丹波竜化石工房条例</u> （設置） 第1条 世界的にも貴重な丹波産恐竜化石を保存するとともに、普及及び教育活動を通じて、地域の活性化及び市民の文化意識の向上に資するため、<u>丹波市立丹波竜化石工房</u>を設置する。 （名称及び位置） 第2条 <u>丹波市立丹波竜化石工房</u>の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table border="1"> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>丹波市立丹波竜化石工房</td><td>丹波市山南町谷川1110番地</td></tr> </table> （業務） 第3条 <u>丹波市立丹波竜化石工房</u>（以下「化石工房」という。）は、次の業務を行う。 （1） 丹波産恐竜化石を活かした普及活動に関すること。 （2） 丹波産恐竜化石等の展示に関すること。 （3） <u>化石工房</u>の適正な維持管理に関すること。 （4） 前3号に掲げるもののほか、設置目的達成のために必要な業務 （入館の制限） 第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。 （1） 公の秩序若しくは風俗を乱し、又はそのおそれがあると認められる者 （2） 他人に危害を及ぼし、若しくは他人の迷惑になる行為をする者又はそのおそれのある物品等を携行する者 （3） 資料若しくは施設を故意に損傷し、又はそのおそれがあると認められる者 （4） 前3号に掲げるもののほか、<u>化石工房</u>の管理に支障があると認められる者 （入館料） 第5条 <u>化石工房の入館料は、別表のとおりとする。</u> 別表（第5条関係） 入館料 （消費税含む。）	名称	位置	丹波市立丹波竜化石工房	丹波市山南町谷川1110番地	○丹波市立丹波竜化石工房条例 平成22年 9 月29日 条例第30号 改正 平成31年 3 月 7 日 条例第20号 <u>丹波市立たんば恐竜博物館条例</u> （設置） 第1条 世界的にも貴重な丹波産恐竜化石を保存するとともに、普及及び教育活動を通じて、地域の活性化及び市民の文化意識の向上に資するため、<u>丹波市立たんば恐竜博物館</u>を設置する。 （名称及び位置） 第2条 <u>丹波市立たんば恐竜博物館</u>の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table border="1"> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>丹波市立たんば恐竜博物館</td><td>丹波市山南町谷川1110番地</td></tr> </table> （業務） 第3条 <u>丹波市立たんば恐竜博物館</u>（以下「博物館」という。）は、次の業務を行う。 （1） 丹波産恐竜化石を活かした普及活動に関すること。 （2） 丹波産恐竜化石等の展示に関すること。 （3） <u>博物館</u>の適正な維持管理に関すること。 （4） 前3号に掲げるもののほか、設置目的達成のために必要な業務 （入館の制限） 第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。 （1） 公の秩序若しくは風俗を乱し、又はそのおそれがあると認められる者 （2） 他人に危害を及ぼし、若しくは他人の迷惑になる行為をする者又はそのおそれのある物品等を携行する者 （3） 資料若しくは施設を故意に損傷し、又はそのおそれがあると認められる者 （4） 前3号に掲げるもののほか、<u>博物館</u>の管理に支障があると認められる者 （入館料） 第5条 <u>博物館に入館しようとする者（以下「入館者」という。）は、別表に定める入館料を納付しなければならない。ただし、特別展（期間を定めて行う特別の展示をいう。）の入館料は、1,500円の範囲内で市長が定める額とする。</u> 別表（第5条関係） 入館料 （消費税含む。）	名称	位置	丹波市立たんば恐竜博物館	丹波市山南町谷川1110番地
名称	位置								
丹波市立丹波竜化石工房	丹波市山南町谷川1110番地								
名称	位置								
丹波市立たんば恐竜博物館	丹波市山南町谷川1110番地								

区分	金額	
	個人	団体
大人(高校生以上)	<u>210円</u>	<u>100円</u>
小中学生	100円	50円
備考		
1 団体は20人以上で、小中学生については引率者がある場合とする。		
2 学齢に達しない者は、無料とする。		

区分	金額	
	個人	団体
大人(高校生以上)	<u>300円</u>	<u>150円</u>
小中学生	100円	50円
備考		
1 団体は20人以上で、小中学生については引率者がある場合とする。		
2 学齢に達しない者は、無料とする。		